

# プロレタリア通信

第38号  
2003年3月1日  
定価100円  
豊島区西池袋  
2-38-6  
第一後藤ビル4f  
豊島文化社  
TEL・FAX  
3981-2887

## 有事法制化粉碎！

## 日本帝国主義打倒の闘いを強化しよう！

## ブッシュの対イラク戦争反対！

守田典彦

果たしていききたい」と検討中の貢献策を列挙したといわれる。

小泉自民党政権は、対外政策では対米従属とともに、その帝国主義的本質を露呈している。

### 有事法制(国民総動員法)を進める自民党

アメリカ帝国主義の世界1極支配政の現在の象徴である対イラク戦争支持に加担で明らかかなように、日本資本主義のその帝国主義の本質は内政においても一層露骨に明らかである。

バブル崩壊によって、その弱体化とゆきずまりを打開し、日本資本主義の延命のため構造改革を旗印として発足した小泉自民党政権は、支配階級内部の矛盾対立により、その政治的代弁者間の対立によって、構造改革は何ら実を挙げず、金融不安・企業倒産の危機といった状態を産み出している。リストラ、失業の増大、医療・福祉政策の悪化、増税等によつて労働者・農民をはじめとする勤労人民の生活の不安定化はますます進んでいる。貧富の差の増大によつて、労働者階級・勤労人民一般の中産階級化という幻想ははがれ、大衆的反体制運動の激化の条件はますます拡大しつつ

撃反対の集会、デモが開かれ、イギリスブレア首相もブッシュとともに支持率低下している。

それぞれ思惑に違いはあるにもかかわらず、EU・アラブ諸国をはじめ、諸国政府の反対または牽制の動きがあるにもかかわらず。明確に支持を表明しているのは、イギリス・ブレア政権、日本の小泉政権くらいなのだ。

### 帝国主義・小泉政権のイラク戦争支持に参戦意志を表明

小泉自民党政権はブッシュ政権の対イラク戦争支持を表明し、すでに具体的行動を始めている。

「政府がイラク攻撃を想定した日米協力体制を協議するために今月(十二月)はじめに来日したアーミテージ米国務副長官に対し、米軍が攻撃に踏み切った場合に”支持する”と非公式に伝えたうえで、国際社会の支持を拡げる環境整備を進めるよう促したことが、

二二日わかった。政府関係者が明らかにした(二月二三日 東京新聞)

アフガンに対するブッシュ政権の侵攻を即座に支持し、「テロ対策特別措置法」を成立させ、米軍艦艇支援のため海上自衛隊をインド洋に派遣した小泉政権は、一月一八日、期限切れとなった「テロ対策特別措置法」の六ヶ月延長(ブッシュ政権のイラク攻撃支援に参戦を前提した)を議会に諮るなど一切の手續きもな

く独断的に決定した。そして二月四日には、与

党内にもあつた危惧、反対意見を押し、海上自衛隊のイージス艦のインド洋アラビア海派遣を決定し、一八日にはイージス艦を出航させた。

二月一六日の日米安全保障協議会の共同声明は「米國がイラクへの武力攻撃に踏み切った場合に日米両國が緊密により協調して行動する」とを明記した。その席上、川口外相は「イラクに対する武力攻撃が不可避になれば、イラクの大量破壊兵器問題は国際社会全体の問題なので日本としても主体的に考えて役割を

アメリカ帝国主義ブッシュ政権は、世界一極支配のため、「反テロ、自由と民主主義」のためと称して、アフガン侵略戦争に続いて、イラクの核兵器を含む大量破壊兵器の開発・保有反対を大義名分として、その実サウジアラビアに次ぐイラクの大油田確保と中近東にたいする覇権をねらつて、イラク・フセイン政権打倒のための侵略武力攻撃の準備を着々と進めている。(アメリカ、イギリス国内でも、そして世界中で、イラク攻

ある。

そして、とくに第三世界への資本投下、多国籍企業の進出と、それに対する第三世界の労働者・農民という全勤労人民の反撃（グローバルゼーションに対する闘い）に対し、海外資産・国益擁護しなければならぬ条件は一層強まっている。

一方でアメリカとの軍事行動の全面的展開の必要性、他方で国益（ブルジョアジーの）擁護のために、戦争可能な国家社会体制を早急に創り出すことを必要としている支配階級とその政府は、有事法制という戦争可能な国家体制化の執念を強めている。

昨〇二年四月国会に上程された有事三法案は、国会審議の過程で、その「概念」「手続き」に関して「手直し」をやむなくし、秋の臨時国会でも審議の時間がなく上程されなかつた。

したがって、本年一月二〇日開会の第一五六国会で、上程、可決を狙ってくるであろう。

これまで、数度にわたる労働者、勤労人民による反対集会、デモなどでの、人民の反対意志の表明にもかかわらず、である。

一五六国会では、前半は、〇二年補正予算、〇三年国家予算の審議を行い、その後、個人

情報保護法案などとともに有事法制法案を上程してくるにちがいない。

**すでに現実には憲法改悪されている**

「戦争放棄」の意志を規定した憲法九条があるにもかかわらず、警察予備隊創設（一九五〇年）以来、支配階級（ブルジョアジー）とその政治的代弁者としての保守的政治家・保守反動政権は一貫して憲法九条の廃棄を迫り続け、その「解釈」によって枠を拡大しつづけ実質的に改憲を行ってきた。

いまさら憲法九条を見てみる必要もないが、あえてみると、第九條「戦争の放棄、軍備および交戦権の否認」

日本国民は正義と秩序を基礎とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動による戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

これはどうみても、完全に「戦争放棄」の規定でしかない。「解釈」の枠を拡大する余地など全くない。自衛隊の存在それ自体、憲法に反してい

るのだ。

「……依然次のことを理解しなかつたのか？ 憲法を解釈するものは憲法をつくつたものではなくて、憲法を受け入れたものである」ということを、そして憲法の文面は、その生きた精神によって解釈しなければならず、ブルジョア精神こそ、その生きた精神である。……ポナパルトと国民議会の王党派の多数派こそ憲法の正式解釈者であるということ（マルクス「フランスにおける階級闘争」ということをしつかりと把握しなければならぬ。支配階級にたいする被支配階級（労働者勤労人民）の闘う力こそが、憲法の改訂と枠の拡大を阻止する力であり、その闘い以外に憲法違反を阻止する力はないことを！

まさに戦力の所有、海外派兵、参戦を許したことは、われわれの闘い敗北の結果なのだ。国会の現状は、野党第一党の民主党では、結局、法案を認める議員が多数である。

したがって、法案が上程されれば可決されることになるだろう。

まず法案の上程を阻止する闘いこそが必要である。

有事の概念や手続きのあり方を手直しし、審議に時間をかけようとも、有事法制三法案が成立すれば、戦争国家体制化を実現することには変わりはない。

これまでも、我が国の戦争国家化の体制創りは、支配階級とその政府によって遂行されてきた。

日米安保条約のもとで、自衛隊を創設し、軍備拡張をつづけ、今やブッシュのアフガン攻撃に参戦し、対イラク戦争への参戦を表明するところまで来た。

これまで制定された「軍事法」は、  
a 自衛隊法（一九五四年）  
1 防衛出動命令（第76条）  
外部からの武力攻撃（おそれのある場合も含む）に際して内閣総理大臣（首相）が国会の承認を経て発令。（緊急の場合は事後承認）  
2 防衛出動待機命令（第77条）  
事態が緊迫し防衛出動命令が予測される場合に、防衛庁長官が首相の承認を得て発令  
b PKO法（一九九二年）  
自衛隊海外派兵のため  
c 安全保障会議設置法（一九八六年）  
「国防の基本方針などの検討・審議にあたる内閣の諮問機関で議長は首相

の提供を規定。「相互」とはいえ、日本から米軍への一方通行。

一九九七年の新「ガイドライン」に対応するため九九年に制定。「我が国周辺地域における我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態」（周辺事態）に際し、自衛隊等が米軍の後方支援を行うことを規定（第一条、第六条等）、地方自治体や民間への協力要請が規定されているが、義務の明記はない。  
d テロ対策特別措置法（〇一年）  
二〇〇一年九月一日のテロに対する報復戦争に参加するため同年一月に制定。米軍の後方支援を規定。  
さらに日米間で調印された日米軍事同盟に関わり、戦争動員法に直接関わるものとして、  
e 日米安保（一九六〇年）  
日本本土防衛や極東の安全のための基地提供を規定  
f 日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）（一九九八年）  
周辺事態法での協力を掲げ、平時から日米両軍の「包括的メカニズム」「調整メカニズム」によって作戦等を検討、調整しておくことにしている。  
g 物品、役務相互協定  
「安保再定義」によって一九九六年調印。後方支援の際の物品（施設、物資）の提供、役務

「徴用」「徴発」を規定した

そして国民の一人一人を国が管理する住基ネットが実施されようとしている。自衛隊による住民監視の実態が露呈したが、今後は総務省によって国民全体の管理が可能となるのである。

そして有事法制によって、いままでの戦争法になかった罰則を明記し、戦争非協力者を法的に処分し、自衛隊への首相の直接指揮などにより、国家・社会を戦争可能な体制へつくりかえようとしているのだ。

有事と認定され、法が執行されることになれば、われわれの物質的・精神的な生活は制約され、憲法に規定され、保障されている基本的権利は無視され、生存権すら脅かされることになる。

有事と認定され、法が執行されることになれば、われわれの物質的・精神的な生活は制約され、憲法に規定され、保障されている基本的権利は無視され、生存権すら脅かされることになる。

有事と認定され、法が執行されることになれば、われわれの物質的・精神的な生活は制約され、憲法に規定され、保障されている基本的権利は無視され、生存権すら脅かされることになる。

有事と認定され、法が執行されることになれば、われわれの物質的・精神的な生活は制約され、憲法に規定され、保障されている基本的権利は無視され、生存権すら脅かされることになる。

### 自衛隊法

「自衛隊法103条には、国民を「徴用」し、国民の財産を「徴発」できる規定がすでに明記されている。

防衛出動命令の場合n任務遂行に必要であれば、自衛隊の作戦地域では、都道府県知事は、1

病院、診療所その他「政令の定める施設」の「管理」、2土地・家屋・物資の「使用」、3物資の生産、集荷、販売、配給、輸送の業者への「保管命令」、4物資の「収容」を行うことができる。緊急の場合には防衛庁長官や「政令定める者」もできる。

「特に必要がある」と認められる場合には作戦地域内の医療・土木建築・輸送を業務とする者に「業務従事命令」が出せ、作戦地域以外でも「管理」「使用」「保管命令」「収容」ができる。第103条は制定されて今日までまだ一度も発動されたことはない。「管理」できる施設」や「権限を行使する者」を決める政令が作られないで来た。が政令は内閣で制定できるから、有事法が強行されれば政令も作られることになるだろう。

それによつて起きることは、「管理」ということは直接支配下におくことだから、民間の病院が県知事に「管理」されれば「県立病院」になり、緊急の場合には「軍直轄の野戦病院」になつてしまい、一般の病人は閉めだされてしまうことになる。「病院、診療所」というのはあくまで例示にすぎないのだから政令でどのようにも拡張することができ、燃料タンクも「自動車修理工場」も軍直轄にされることも可能だろう。

「使用」できるのは、土地・建物・物資だから、民家でもマンションでも自動車でもなんでも自衛隊が使用できる。「保管命令」は業者のもとにある物資を凍結させて、移動や販売を禁止する命令だから、生産者から小売業者のどの業者にもかけられる。

「収容」とは取り上げてしまうこと。だから、店にあるものを自衛隊に取り上げられて、一般の人は買ものがないというところも起こりうる。

「業務従事命令」とは徴用のことで、医療、土木建築、輸送の三分野だが、民間船舶と船員が海上自衛隊のための補給に動員され、陣地構築のために土建業者が動員され、補給や陣地構築は戦争行為だから攻撃の対象となる。

「自衛隊法を「改正」し罰則を具体化し強制力を

自衛隊法「改正」案では、「徴

用」や「徴発」はいつそう強力で使いやすいものに改悪され、罰則つきで強制さられることになる。

① 土地を使用する場合に立木等があれば移転でき（移転が無理な場合処理でき）（163条の2第3項）

② 土地・建物・物資の使用や物資の収容等は公用令書を交付して行うことにするが、権利者がわからなければ、事後交付でも足りる（第七項）

③ 自衛隊の移動のとき、通行に支障がある場合の迂回のために、空き地や通路を通行できる（第九二条の2）

④ 保管命令に違反すると六ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰則（第125条）

⑤ 出入り検査や報告要求が認められ（第108条第13項、14項）、立入検査の拒否・妨害・忌避や報告拒否や虚偽報告は20万円以下の罰則（第124条）

自衛隊の行動にフリーハンドを

自衛隊の行動をフリーハンドにするために規制を除外することが自衛隊法「改正」案に盛り込まれた（第115条2（21）の法律の適用を除外）

自衛隊のために20本もの法律に「穴」をあけようというのである。

1部隊の移動・輸送のため道路管理者の承認なく道路工事ができるようにする（道路法、道路交通法）

2自衛隊が、海岸、森林、自然公園、漁港区域、港湾区域、都市公園、緑地保全地区、開発区域、首都圏と近畿圏の保全区域で建築等をするとき（都市公園は占有するときは、それぞれの法律による規制や手続きを緩和する）

3自衛隊が応急に建築する建物については、建築基準法や消防法の規制は適用しない。

4自衛隊の野戦病院には医療法は適用しない。

5自衛隊員の埋葬、火葬には墓地、埋葬に関する法律は適用しない。

自治体や住民が環境保護や国土保全のために守ってきた海岸・河川・森林・公園などで自衛隊は一切の基準を無視して陣地などを構築できる。

民間の医師や看護婦も動員される野戦病院を医療法制を無視して設営でき、戦死者は自治体の意向を無視して火葬や埋葬できる→要するに軍事優先のためあらゆる規制を除外して、自衛隊には完全にフリーハンドを与えるというこ

とである。

武力攻撃事態法では「事態対処法制の整備」として「二年という期限つき」で法律をつくらなければならないことになる。（第22条、23条）

内容を明らかにしないまま「期限つきで法律をつくる」ということだけ、あらかじめ法律できめておくという発想には驚くほかほかはない。事態対処法制として列挙されているのは、「警報、避難」「復旧」「保健衛生・社会秩序」「輸送・通信」「国民生活の安定」「捕虜」「電報・通信の管理」「船舶・航空機の管制」であり、これが個別法として登場することとなる。

また、米軍の「行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置」を定める法律も、二年以内に制定されることになってきた。当然、自衛隊法「改正」案に盛り込まれた「ウルトラ規制緩和」を米軍にも認めるものとなり、米軍もまたいつさいの規制を緩和されて、海岸・河川・公園などに勝手に陣地構築等を出来るようになる。

さらに個別法が制定されたとしても、戦争体制作りが完了するわけではなく、自衛隊や民間ぐるみの戦争体制Ⅱ戦争動員法が整備された言論統

制法Ⅱ機密保護法の整備が進むだろう。

極めて冗長に、しかも全く不十分に法について述べてきたが、有事法制が完成された事態が実現した場合、まさに社会体制が、支配階級のためのための戦争可能な国家体制化であり、戦争遂行のために、国を挙げて、ひとも物資もすべて動員可能な恐るべき国民総動員体制化であるかはいうまでもない。これでは第二次大戦敗北後の人民主権のための民主主義的努力は画餅に帰すこととなる。

このような、一方で、アメリカ帝国主義に追随し、他方、支配階級（ブルジョアジー）のための利権擁護のための戦争可能な国家体制を創りあげようとする「有事法制」法案の上程を許してはならないし、ましてその可決を阻止することは、いまわれわれにとつての極めて緊急の課題であることは、何度強調しても強調しすぎることはない。

有事（攻撃）事態は日帝、米帝によつてつくられる

有事（我が国が武力攻撃される）事態が起こりうるのとは、どんな場合であろうか？

だいたい一般的にいって、日本へ武力攻撃すること、あるいは領有しようとする国があると考えられることはできない。

有事（我が国が武力攻撃される）事態が起こりうるのとは、どんな場合であろうか？

だいたい一般的にいって、日本へ武力攻撃すること、あるいは領有しようとする国があると考えられることはできない。

だいたい一般的にいって、日本へ武力攻撃すること、あるいは領有しようとする国があると考えられることはできない。

日本を攻撃、領有することは全く無意味であるどころか、攻撃、領有することは、その国の負担だけを大きくするだけだ。まず、第一に、近代的生産するための資源はない。(これは、太平洋戦争が資源獲得のための侵略であったことを考えれば明瞭であろう)。しかも狭い国土に、一億人余の膨大な国民がいて、しかも、食料自給率は五割に満たない(飽食化しているとはいえず、現在40、3%)。この膨大な人々を養うことからして、不可能に近い。さらに戦争(ミサイルを含む近代ハイテク兵器)を駆使しての(よって、生産設備を破壊しつくしている。このような国を侵略し、領有を望む国があると考えること自体ありうるはずもない。

**有事法制化絶対反対!**

しかし、現実的には、日米安保条約により、軍事同盟を結ぶ、アメリカ帝国主義の政治的経済的世界支配、とくにアジア、中近東にたいする強大な侵略的最前線軍事基地(日本は不沈空母)と中曽根はいつた)と化している。

位置からいっても広大な太平洋を越えて、アジアに近く、近代産業設備は整い、おまけに「思いやり予算」までついた

安上がりの、アメリカ帝国主義にとつて極めて好条件の基地である。事実、歴史的にみても、「朝鮮戦争」「ベトナム戦争」「中台海峡への軍事的威嚇」そして「アフガン侵略戦争」、そしていまや「対イラク戦争」の侵略基地であり、自衛隊は米軍に従属した共同作戦部隊として、米帝の侵略戦争に加担している。

また日本ブルジョア帝国主義は、とくにアジア・中近東の第三世界にたいし、資本投下、多国籍企業の展開による権益擁護のため、海外派兵、侵略戦争へのりだす現実性、可能性は極めて大きい。

**有事法制反対闘争から日本帝国主義打倒闘争へ!**

有事(武力攻撃)事態は、外からの侵略ではなく、日本帝国主義とアメリカ帝国主義の側からつくりだす以上にはありえないのだ。

資本主義的帝国主義日本の支配階級が、労働者階級、農民をはじめとする勤労人民の生活、権利擁護、基地反対、安保廃棄の闘いの闘いを抑圧し、戦争可能な国家・社会体制創りに踏み切る意図は、あまりに明らかである。

危機的状況にある、資本主義的世界、そして日本資本主義が延命するための有事法制

化を阻止する闘いは、(小泉は一月四日、森前首相に「予算も、有事法制法案も、個人情報保護法案もある。解散はしたくない」と語ったといわれている)、単に小泉連立(自民党主体)政権打倒の闘いを越えて、日本帝国主義打倒の闘いにとつて極めて決定的な意義をもつ闘いである。

日本帝国主義打倒のため、第三世界人民の闘いと連帯し、人間の全面的解放のため、有事法制化阻止の戦列を強めよう!

**次頁下段より**

はいけないのかなと思っております。

東峰はいま7軒しかありませんが、昔は50数軒あったんですけれどもその時から徐々に少なくなり少なくなりというところで、いま7軒になっています。でもまあ、結構こまで来たたらあまり減る事はないんじゃないかと、顔ぶれを見ましてもそういうような顔ぶれしか残っておりませんのでよろしくこれからもお願いしたいと思っております。

皆さんには色々お見舞いとか来て頂いているわけですが、ちよつと石井武の病状のことも報告しておきたいと思っております。5月に脳内出血という事で倒れて8月くらいまで成田の日赤に入院していたんですが、でもまた、それはまた別個にもともと右にリンパ腺のガンが出来まして、それとの2つの病気が闘っていたんですけれども、5月に倒れた時には2ヶ月くらいで日赤から退院できたんですが、それで左半身麻痺という事でそれ以来寝たきりの状態になってました。現在は脳内出血の方は一応安定しているんですけども、ガンの方がだんだん進んできまして、いま右の頬の所にこぶし大の腫瘍が外にはれだした状態です。ガンの患部に薬を塗ったり、薬を飲んでというような具合で毎日寝た状態で生活しています。とり

あえず今ほかに転移するとかそういう事は一切なくて右のリンパ腺の所だけがはれているという状態で転移の心配はないので、それとすぐ顔色がいいんですよね、俺なんかより、顔色がいいですよ、私も一時は年内には危ないのかなとも思っていたんですけども、なんか相当生に対する執念というのが強いみたいで色々皆さんにご心配おかけしますが、今日はこれまでにしたけど、一応元気に闘病生活を過ごしているという事を報告しておきます。色々皆さんお見舞いに来て頂いてどうもありがとうございます。武に代わつてお礼申しあげます。

つづいて、現地のらつきょう工場の平野さん、関西の上坂さんと全国から結集した仲間達の発言が続いた。

今年には反空港全国連絡会の集会在三里塚で催される予定になっている。かつてに比べ確かに人数的には少数になったとはいえず今日に至るも地球的課題の実験村に見るとおり、全国の闘いの先頭の一翼を担っている事、これは代わらない事実である。巨大開発そのものに対する疑問が国民の中に頭をもたげてきた今日こそ、再び三里塚闘争への共感を拡大するチャンスと言えらるだろう。ともに闘おう!

反対同盟旗開き報告

東峰住民と連帯して闘おう

小山明

1月12日(日)、三里塚芝山連合空港反対同盟は恒例の旗開きを横堀研修センターで開催した。参加者は60余名例年寒さに震えながらというところだが、今年是小春日和といったところで、迎え撃つ厳しい情勢はうってかわったのだかな日だった。

読者は既にご存じの事だろうが、公団は二〇〇四年民営化を前に、横堀要塞の撤去、木の根の民家の住民強制排除、撤去、一坪共有地解消へ向けた提訴、さらには団結小屋土地明け渡し訴訟の不当判決と、連続的に攻撃を重ねている。こうした情勢の中で行われた旗開きは暫定滑走路に反対する東峰住民の闘いに連帯する、反撃の渦を作り出してゆく出発点であった。

冒頭旗開きの司会である山崎さんは「暫定滑走路の延長策動、横風滑走路建設に向けての攻撃というものが、二〇〇四年民営化を前に一気にか

けられようとしています。私

たちはこうした敵の全面攻撃に対し本当に腹をすえて闘って行かなければならない。このことは同時に私たちが頑張れば公団のもくろみを破産に追い込むことが可能だ。欠陥だらけの暫定滑走路のまま民営化を迎えざるをえない。だから公団は、あせっている。これまで以上の力を結集してともに闘いぬいていきたいと思えます」と訴えました。

続いて反対同盟の柳川

さんが発言にたちました。柳川さん：皆さん明けましておめでとうございます。ここに石井武さんがいるべき所ですが、体調が悪くて自宅で闘病生活を送っております。石井さんには闘病生活苦しい中ではありましようけれども元気でいてもらいたいと思えます。あと、加瀬さんもくる予定だったんですけどもおばあさんが体調が悪くてこられないという事で皆さんよろしく

という事でした。

いま山崎さんから話がありましたように具体的に昨年の暫定滑走路の強行開港から暮れにかけていろいろな問題がありました。これは公団が空港というものを、滑走路を大きくするという事を依然として追求しているという事だと思えます。ご存じの通り反対同盟としても人数が少なくなっているという事は事実です。けれども、いまの時代というのは人数が多いから、あるいは少ないからという問題ではなくてやはり中身においてどういふ事なのかということが、やっぱり大事な時代に

来ているわけで、高度成長の反省の上に立つても、ひとつの場所で大きな開発はいらないうち言う考えというのは既に社会性をもっているし、市民権もあると思えます。そういう意味では人数が少ないうちと当初の目的のために頑張っているという事で考えています。ただ暫定滑走路が開港した事によって東峰地区に住んで

いる皆さんにとっては、飛行機が頭上を飛ぶ事による被害が日々科せられている。耐え難い騒音下での生活というのは自分たちが望んだわけではないのに一方的に強行された上で生じた大変な問題です。これはやっぱり大きな人権問題でもあるし、生存の問題でもあるわけです。しかし、一般社会としては成田空港が国際空港としてあるというのが当然なんだというのが社会の風潮であって、大きな流れに我々の存在というのは結局は圧殺されるというか、小さくされているのが現状だと思えます。そういう意味で、自分たちの生き様というものを大きく知らしめていくというのが非常に大事なのかなと思えます。いずれにしても公団が平

は様々な形であると思えます。けれども反対同盟というのは人数が少なくても存在しているわけで反対運動というのは今年も三七年目になりますけれども、当初の目的に向かって存在しているわけでそういう意味では、共有地を持つておられる方は、我々が頑張っている以上はともに頑張るって頂きたいと思えます。

なんでもない、これが正しい俺の言葉であり、正しい道であると解釈しております。この二〇〇三年はその成果を挙げるために皆さんとともに頑張るために事を誓って挨拶に代えたいと思えます。

行滑走路をより大きくするという事で、いまや強制収用という手段というのは今すぐには取れないんだらうけれども、反対しているもの土地を奪っていくというその方法というのは実に巧妙に考えてそれが、一坪共有地の解消という事を目的としたのが今回の提訴だと思えます。これについては当面は熱田派は持ち分が多いのでそう簡単にはできないという事を公団が言っていましたけれども、いざれにしても一坪共有地というのは目の上のたんこぶなもの

でこれに対する攻撃というのは熱田一さん：農地死守！闘争一本だけで闘ってまいったわけでありますが、私の所には公団なり、運輸省なり、公務の連中がやってくるんであります。君たちに話す事はない！農地死守で最後まで頑張っていく」ということで追い返しております。いざれにしても、一坪も、一センチも離さないで頑張っている事は皆さんもご承知の通りだと思えます。この間運輸大臣が来た時にも言ったです。「お札は大阪造幣局へ紙持っていけばいくらでもできるだろう。農地はそうは出来ない、それだけ尊いものである」ということで私は手放す事は許しません。けつして農地は離すような事はしません、あんた方に話す必要はありません」と言う事で別れています。いま公団や運輸省は「あの熱田という人がガンでしょうもねい」と言っているらしいけれどもガンでも

も頭上数一〇メートルの所を飛行機が飛ぶという状態でございませぬ、人間の気には生じながら作業をしてまいりましたけど、まあ、人間というのはある種慣れというか、環境に順応して生きていけるというそういう能力というものを

持っているんだらうとは思いますが、まあ、公団のやり方が汚いかかひどいとか言っても我々の生活成り立たないわけですから、何とか東峰の地で暮らしていけるというそういう事をこれからずっと考えながら行かなくて

ずつと考えながら行かなくて

ずつと考えながら行かなくて

# 戦争の危機？農の危機？どっちが真の危機か？

文責 大杉仁一郎

## 1 戦争ができる国ってどんな国？

現在北朝鮮は拉致を行った犯罪国家だとのバッシングが続いている。報道の中でも北朝鮮の貧しい現状が取り上げられ、一党独裁体制のもと、自由のない国として責められている。確かに北朝鮮の国家体制は社会主義の名のもとに親から子へと権力が世襲されるという世襲制が機能しており、独裁体制だといえよう。

しかしひるがえってみて日本が平和で民主的な国家だといえるであろうか？2002年に国会で武力攻撃事態法案（以下事態法案と略記）・自衛隊法「改正」案などいわゆる有事関連法案が提出され、継続審議となっている。これはある種内閣に独裁的な権力を与えるものとなっている。武力攻撃事態とは戦争をさすものでこの法律は戦争をやるため

の法律である。このいかつい名前の法律では日本にとつて危険な事態、武力攻撃事態だと内閣が認定すれば国民は政府に協力をしなければならぬ、国民の権利は制限されてもかまわないというおすみ付きを内閣に与えるものである。この法案の中では一端、武力攻撃事態が認定されれば内閣総理大臣が「対処方針」を閣議決定し、国会には事後承認を求めるとしている。つまり総理が決めて、それに国会は従いなさいということだ。通常、日本政府の予算案は国会で審議され、その承認を得てからでないといえよう。つまり市民が直接選挙で選んだ代表で構成される国会が最高議決機関とされているわけだ。所がこの事態法案では総理大臣が絶対的権限を握ることになる。「地方公共団体（つまり県などの自治体）は（中略）国および他の地方公共団体その他の機

関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。（事態法案第5条）、「地方公共団体においては（中略）国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とする（事態法案第7条）、「国民は（中略）地方公共団体又は指定公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は必要な協力をするよう努めるものとする（事態法案第8条）」といった具合に総理大臣が決めてしまえば市町村も一般の市民も根こそぎ、それに従うことが求められていくのである。

とかかれており、恣意的に日本政府がそうだと判断すれば、武力攻撃事態を宣言できるものとなっている。ようは白紙委任を政府に与えて、憲法も民主主義もない状態がつくられるということだ。

ここには民主主義のかけらも感じられない。北朝鮮が軍事独裁国家というなら事態法案を通じて日本がめざそうとしている国家のあり方は平和な国家、民主主義国家なのであるか？事態法案でいうところの武力攻撃事態は武力攻撃のおそれがある場合も含む

とかかれており、恣意的に日本政府がそうだと判断すれば、武力攻撃事態を宣言できるものとなっている。ようは白紙委任を政府に与えて、憲法も民主主義もない状態がつくられるということだ。

要最小限のことであり、かつ公正かつ適正な手続の下に行われなければならない」と規定されている。ここでいう必要最小限ということとは誰が判断するのだろうか？それは内閣であり、その判断に国会は事後承認という形ではかわらないのだ。そもそもこの事態法案事態が総理大臣および内閣に白紙委任を与えるもので、そうした中で公正かつ適正な処理といっても内閣の側

から見たもので、一般の市民の側から見たものではないように思える。具体的に何が公正かつ適切なのかといったことについてはこの事態法案では一切ふれられていない。どうにでも解釈できるということだ。

戦争になったら国が国民を守るのには当然だからという意見もありえよう。しかしこの法案は実際に戦争にならなくてもそのおそれがあると認定すればあつと言間に独裁的体制が一夜にしてできてしまうのである。もしこの法律ができたとしたら、果たして北朝鮮の状況を笑っていられるのであるか？

まずしいが、なによりも軍隊を優先する社会、それは今や北朝鮮を語るときの常套句のように思われているが、実は日本はかつてそうであったことが忘れられてしまっている。かつて大日本帝国とよばれていた時代のことを。その時代は飢えの時代、食の危機、農業の危機の時代でもあった。そしてそれは事態法案のもたらす社会と共通項をもっている。これから戦時中（注1）の時代のことをひもときながら、現代の食の問題及び、事態法案の問題について考えていきたいと思います。

## 苦しんだ！

日中戦争、太平洋戦争と続く戦火の中で日本は食料不足に陥った。意外な事実であるが戦前（注2）の日本では米が自給率100%ではなかった。20世紀にはいる頃からインドやタイからの輸入が始まり、台湾や朝鮮半島を植民地化し、1939年前後には台湾・朝鮮からの輸入で米消費量の約20%をまかなっていた（注3）食料自給もできていないのに日本は戦争に突入したというわけである。このことは日本に食料難の危機という爆弾を抱えたままで戦争を遂行するという矛盾を強いていく。

食料不足に対処するため、戦前の婦人雑誌では毎日2割は米の消費を節約することが呼びかけられていた。（注4）文部省発行の臣民の道という冊子では日本区内の総消費量に対して国内産だけでは不足する量が300万マであるとい指摘している。そして、その分の米を輸入するために1万マの船が300隻必要で、それだけあれば飛行機2500機分のアルミニウムが運べるとかかれていた。（注5）そういった意味でも米の節約が叫ばれたということだ。米を節約すれば、戦争も乗り切れる、そうした甘い見通しを日本政府はもっていたが、戦争が進

## 2 戦時下日本は飢えに

むに従って食料危機が深まっ  
ていった。

1941年には6大都市  
(東京・大阪・名古屋・京都・  
神戸・横浜)で米の配給制度が  
スタートし、1歳から60  
歳までの配給量は一日あたり  
330グラムと定められた。

(注6) 現在、北朝鮮で食料は  
配給制度となっていて、米や  
トウモロコシが1日あたり2  
00〜300グラムとされて  
いる。(注7) ちょうど今の北  
朝鮮に近い状況にかつての日  
本はおかれていたと言える。

北朝鮮ではテレビ番組で雑草  
の取り方について取り上げら  
れているらしいが、日本でも  
オオバコ、ヨモギ、シロツメク  
サなど道端に生えている草が  
食べられていた。(注8)

いわゆる食糧管理制度がつ  
くられたのもこうした戦時中  
のことで、生産者からは強制  
的に農産物を供出させ、それ  
を国民に分配するものとして  
つくられていった。それは都  
市を支えるために農村を犠牲  
にするものであった。

### 3 戦時下で深まる農 業・農民の危機

戦前の日本においては農民  
は自分で耕し収穫したものを  
すべて自分自身で販売できた  
わけではなかった。農民はい  
わゆる地主と小作人に2分

されていた。小作人は自分の  
収穫物の大半を地主にさしだ  
し、自分で食べられる分は少  
なかつた。1934年には東  
北地方を凶作が襲い、娘の身  
売り話が新聞紙上を賑わして  
いた。1934年の東京朝日

新聞の東北農村の記事による  
と「村の夜道は真つ黒だつた。  
村には外燈がなかつた。それ  
は昭和六年の凶作から廃止に  
なつたのだ。凶作はいろんな  
意味で村から『明るさ』を奪っ  
て行く。今後はまた娘を凶作

は村から奪い去ろうとしてい  
る。もう幾人も奪つて行つて  
しまつた。私はその標本を青  
森の新城村(青森市)に求め  
た。(中略)『これがその、娘  
が化けた四十円の家ですよ』  
と教えられた。窓から漏れる  
鈍い電燈の光で畑の菜っ葉が  
真白な霜に萎れているのが見  
えた。この村としては割合に  
小綺麗な家だが、これが一人  
の津軽娘が娼妓に売られた身  
代金で買はれた家かと思ふと、  
異様な汚感(悪寒)に襲われざ  
るを得なかつた」とのことだ

ある(注9) こうした無惨な光  
景は全国でも見られた風景で  
あろう。戦争はこうした苦境  
にさらに追い打ちをかけるも  
のであった。

農村・農業が戦争によりう  
けた影響はさまざまなもの  
があるが、以下の5点があげら  
れる。

A 主要な労働力である成年  
男子が兵士として取られてし  
まつた

B 軍事優先体制の中で農耕  
馬が軍用に取り上げられ、飼  
料や肥料など物資が不足して  
いった。

C 食糧管理法体制など国家  
統制が強まり、農産物が国に  
強制的に取り上げられていっ  
た

D 都市の失業者の救済とい  
う名目で都市の失業者の受け  
入れ

E 果実などは不用不急作物  
として水田などへの転作を強  
いられた。軍需作物の作付け  
強制により、適地適作経営が  
なりたたなくなつていった

このように農業に戦争は大  
きな打撃を与えて行つた。(注  
10) この問題について調べ  
ていく内に私の住む川崎市で  
も多摩川近辺での梨農家が梨  
は戦争に不用として米作が強  
制されていた事実を知り、驚  
かされた。なんと身近な所に  
も思わぬ戦争の影が見えかく  
れしているとは・・・

農業生産の停滞は戦況の悪化  
による海外からの食糧輸入の  
減少とあいまって、食糧危機  
を起こして行く。1941年

には日本人一人あたりのカ  
ロリー摂取量が2105カ  
ロリー(必要量の98%)であつ  
たのに対して1945年には  
1793カロリーまで落ち込  
んで行つた(約15%の下  
落)。(注12) これは餓死寸前  
の状況であつたと言われている  
。農家を苦しめ、国全体での  
食糧危機を抱えながら日本は  
敗戦そして大日本帝国瓦解へ  
と向かつて行つた。

これまで見てきたように日  
本の戦争は多くの日本民衆の  
生存権を脅かすものであつた。  
特に食糧の強制的な供出は農  
家にとって大きな被害を及ぼ  
すものであつた。しかしこれ  
は決して過去の問題とは言え  
ない。

自衛隊法の権限を定めた自  
衛隊法103条(注13)には  
自衛隊が必要と認められた場合、  
「土地、家屋もしくは物資を使  
用し、物資の生産、集荷、販売、  
配給、保管もしくは輸送を業  
とする者に対してその取り扱  
う物資の保管を命じ、又はこ  
れらの物資を収用することが  
出来る。」と書かれている。簡

### 4 再び食糧危機は訪れ るのか?

潔に言えば自衛隊の一存で必  
要だとみなしたものは何でも  
とりあげたり、それを保管す  
ることを命令できるというこ  
とである。それを必要と思わ  
れる所まで輸送することも命  
令できることも含まれている  
と見ていいだろう。この物資  
にはかつてそうであつたよう  
に農産物も含まれると思われ  
る。つまりかつてのような強  
制的な農産物の供出が復活す  
るかも知れないということだ  
ある。

事態法案と同じく国会で継  
続審議中の自衛隊法の改訂案  
の中にはこの取扱い物資の保  
管命令に違反して隠匿したり、  
捨てたりしたり、もちだした  
場合は6カ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金を課すと  
いう罰則規定が含まれている。  
農民が農産物の供出をこぼみ、  
それを隠したりすれば犯罪者  
になるということなのだ!

土地や家屋の取り上げも出  
来ると自衛隊法に書かれてあ  
るし今度の法改訂が成立すれ  
ば作戦上じゃまだと判断され  
ると樹木も切り倒されたりす  
るようになる。梨やりんごな  
ど果樹栽培農家にある時、自  
衛隊がやってきて、じゃまだ  
からと問答無用で長年にわ  
たつて育ててきた樹木が切り  
倒されてしまうのだ。これは  
農業破壊としかいいようがな  
いだろう。

しかも問題は自衛隊法だけ  
ではない。農水省が2002  
年3月につくつた不測時の食  
料安全保障マニュアルという  
資料には日本社会全体に重大  
な影響を与える事態を想定し、  
そのレベルに応じて国民が必  
要最低限度必要とする食料の  
供給をはかる取り組みが書か  
れている。(注14) レベル0  
からレベル2まで3段階に分  
かれていて、その中のレベル  
2には国民一人あたりのカ  
ロリーが普通に最低限必要とさ  
れる2000キロカロリーを  
下回ると予測された場合、

1 熱量確保を優先した生産  
転換  
2 既存農地以外の土地の利  
用  
3 割当て、配給及び物価統  
制  
4 石油の供給が減少する場  
合の農林業者への優先的な供  
給等

といったことが書かれてある。  
ここでいう熱量確保とはカ  
ロリーのことで、カロリー値の  
低いもの、たとえば果実から、  
高い大豆・ジャガイモなどへ  
の転作が強制されるといふこ  
とだ。食料の配給制もはつき  
り明記されている。

2002年10月に政府は  
事態法案・自衛隊法などに引  
き続き、それを補うものとし  
て「国民保護」法制の構成を発  
表した。その中には国民生活

の安定のため、経済の安定と生活関連物資、ライフラインの確保などが含まれている。これは具体的には食料の物価統制、配給制度なども含まれているように思える。

先にふれた食料安全保障マニュアルが有事関連法案の国会提出とほぼ同じ時期につくられていることはこの2つが密接に関連しあっていると思えない。この国がいよいよ本気になって戦争を前提とした国家への生まれ変わろうとしていることを示しているのではないだろうか？

### 5 軍勢力より農業力が大事だ

これまで述べてきたように日本政府は有事関連法案を成立させ、戦争のできる国家にかわろうとしている。しかし私は戦前、食料自給が出来ず、米を輸入すらしていた日本が無謀にも侵略戦争を行い、敗北した歴史を忘れてはならないと思う。2001年度の日本の食料自給率は40%で、穀類自給率は28%であった。戦前よりさらに自給率はひどくなっており、日本はとうてい戦争には耐えられない国家となってしまうと言えらる。農水省の予測では2010年の食料自給率は38%となる見込みだ。(注15)近年

輸入農産物の急増により、国内の農産物価格は低迷し、農家のなり手が不足し、農村では高齢化の進行、農家をやめるものも増えるなど絶望的状況だ。歴史上農業なくして成立した社会は皆無に等しい。はつきり言えば日本は破滅の道を歩もうとしている。軍勢力を整える以前に自然死を待つていのが現状であろう。

それでは日本政府はこうした状況に手をこまねているのだろうか？いやむしろそれを悪化させるような政策を行っている。成田空港の近辺は農村地帯でもあるが、成田空港建設を通じて農村破壊が進んでいる。そこで農業を続けたらという農民の思いを踏みにじり、政府は空港建設を強行した。さらに2002年4月には新たな滑走路が完成し、利用がスタートした。この滑走路では、民家の頭上40mを飛行機が頻りに飛び交うという状況が続いている。滑走路はまだ移転を拒んでいる農家を爆音と砂ほこりで追い立てようとしているかに見える。

日本政府は滑走路をさらに延長しようとしているが、もしそうなれば農家が追い出される。しかも空港の用地対象となつてい東峰部落には有機農業の農家が数戸存在している。有機農法では何年も牛糞など有機肥料を畑に還元し、

土づくりをする必要がある。それは数十年にもわたる農家の地道な努力によつて成立するもので、しかも今の消費者が求める安全な食料を供給するものだ。政府は代替地を用意するといっているが、有機農業にとつてその大地は他では替えがたいものだ。

そもそも農水省自体が農家が年々減つてい現状に対して、担い手をささえるものとして、「経営意欲のある担い手に施策を集中していくことが必要」農業を始めた人を応援します「就農準備校を全国に開設するとともに、就農に必要な資金の無利子融資など支援も実施している」などといった施策を進めようとしている。(注16)又、「土づくり、化学肥料の節減、有機性資源のリサイクル等による農業の自然循環機能の発揮が必須」という指針を示している。(注17)

これらの施策自体は評価すべきであるが、その一方で成田空港の拡張によつて意欲ある生産者を追い立てようとしているのは矛盾しているといか言いようがない。空港問題を見ると1966年に三里塚が空港予定地とされて以来の歴史はまさに農業つぶしの政策だったとしか見えない。私には三里塚で今もなお有機農業にこだわり、政府の圧力に

抗して農業を続けている農家の人々に利があるように思える。それは安全な食料を供給するという意味で大きな公共性をもっているし、都市住民の健康な生活や命を守ることにもつながるだろう。

これまで述べてきたように農業は一端、戦争になれば大きな影響を受け、市民は飢えの苦しみに追い込まれるのだ。今の日本の農業崩壊とも言うべき状況ではとうてい戦争など出来ないだろう。このことは軍勢力で問題を解決することが無効であることを示している。小泉首相は備えあれば憂い無し、有事法案がないことは問題だと主張している。しかし日本にとつて真の危機はそれよりは農業崩壊とも言える状況ではないのだろうか？世界の人口は60億を数え、飢えに苦しむ人口は8億人とも言われる。その一方で日本の食料輸入は7600万人分に及ぶと言われる。(注18)日本政府はアメリカのフガニスタンやイラク攻撃支援が国際的に求められているという立場であるが、戦争により、多くの民間人の命を奪うのが正しい道と言えるだろうか？世界的飢餓の中、莫大な量の食料を輸入する今の状況を変える方が遥かに国際社会で求められていることではないだろうか？

2002年1月の新聞報道によると日本政府はアメリカによるイラク攻撃支援のため、新たな法律を検討中とのことだ。(注19)すでに日本はアメリカ支援のため、イージス艦を中心とした自衛隊をインド洋におくりだしている。2002年にはこのイージス艦の修理のため、民間人の技術者がインド洋に行かされた。これは戦地動員であり、すでに参戦中だと言える。(注20)この新聞報道によるすでに民間人の戦地派遣は計7回、25人となっている。すでに既成事実が積み重ねられ、戦地派遣は当たり前前の状況がつけられていつている。事態は最悪の方向に向かっているようだ。

最近イラク副首相は米英と並んで日本を敵対している国だと名指しで批判した。日本人の大半は戦時下にあるとは思っていないがアメリカと軍事的に一体化した日本の姿をイラクは明かに敵と見なしている。昨年インドネシアのパリ島でテロ事件が起こったが、日本でそうしたテロが起こっても不思議はない。このように日本はすでに危険な戦争に突入しており、日本政府の姿勢は市民の命を危険にさらすものだろう。又北朝鮮との軍事緊張はまだ続いており、アメリカとの戦争も考えられない

くはない。われわれはまた再び戦時下の食料危機を迎えてしまうのであろうか？この状況を打開するためにわれわれは軍勢力に頼ることなく、世界的な平和をつくる努力が必要だろう。イラク攻撃には反対し、北朝鮮との平和を進め、東アジアでの平和をつくりあげていった方がいいだろう。そして日本はまず農業力を強めなければならぬ。成田空港拡張をとりやめ、現地の農家を支えていくこともそれに含まれるであろう。最後に繰り返したい。食料輸入がストップすればいざずれ飢餓を迎えざるを得ない日本の農業崩壊というべき状況、これこそが真の危機であると。その解決には軍隊はおよそ役にたたないであろう。

注1及び2 ここでは現在と第2次世界大戦終了前までの時代とを区分けするために「戦時下」「戦前」という言葉をつかった。しかし今の日本は紛れもなく戦時下にある。アメリカ支援のためのイージス艦派遣、民間人の技術者の動員などすでに戦争に突入しているのだ。そういった意味では今の日本を言い表すのに「戦後」という言葉を使うのに抵抗感を感じる。相変わらず歴史界では「戦前」と「戦後」を分けて考え、歴史用語とし



て当然のように使われている。しかしすでにそうした言葉は現実の前ではすでに追い越され無効なものとなっているだろう。事態は危険水域をすでに越えている。しかしそんな危機的状況に何ら危機感を持たない日本国民の体質もつと深刻であると言わざるを得ない。

注3 「戦時下のレシピ」 太平洋戦争下の食を知る」 2002年8月 斎藤美奈子著 岩波書店 P62-66

注4 前掲 P46

注5 前掲 P68-69

注6 前掲 P72 PPP

注7 2003年1月1日東京新聞17面

注8 前掲戦時下のレシピ P10-13 それにしても歴史は繰り返すというが日本と北朝鮮のたどった道はあまりにも似通っている 軍隊優先の社会、食料自給できず飢える社会、絶対的な権威を特定

の一族が占有するという意味で天皇家と金一族との共通性、国際的な孤立、自国民を抑圧し、他国から自国の都合で強制連行し、時に死においやつた歴史。こうした類似性から日本の歴史に北朝鮮の権力者たちが学び、その手法をまねしたとすら思える。日本人は北朝鮮の前近代性を馬鹿にし、それを非難するが、それはかつて同じように自国が犯

した過ちだということをする。かりと忘れてしまっている。まだ戦争経験者が少ないとは言え残っているにもかかわらず、歴史がきれいに忘れ去られてしまっている。北朝鮮は鏡に移した日本の姿のように思える。驚くべきことに日本政府の公式見解では朝鮮半島を植民地化したことは合法的だという立場を変えていない。このようにまちがいをまちがいと認めない日本政府の姿勢は黙認できるものではない。日本が多くの若者を無謀な戦争で死に追いやり、他国の多くの民衆の命をうばった事実を直視しえない限り、アフガン攻撃でのふるまいのよう

に何度でも日本はあやまちを犯すであろう。もちろん北朝鮮の国家犯罪は決して許されないが、何の負い目もなく北朝鮮の非道を責める資格を日本がもっているとは到底思えない。まず、自らが住む国の犯した国家犯罪とその愚劣さを直視しなければならぬ。そのことが日本人に必要とされているように思える。

注9 「労働者と農民 日本近代をささえた人々」中村政則著 1998年4月少学館 P370

注10 以下の3つの文献を参照した

「徳島県立農業試験場八十年史」 1983年12月 徳島

県立農業試験場編

「多摩川誌」1986年3月

多摩川誌編集委員会編 河川環境管理財団発行

「十勝二十世紀」1999年10月 十勝朝日新聞社

注11 「米の日本史」土肥鑑高著 2001年4月 雄山閣出版 P220

注12 「昭和経済史 上」有沢広巳監修 1994年 日本経済新聞社 P336

注13 この103条は自衛隊法の第8章雑則の項目に含まれている。自衛隊だけでなく市民に影響をおよぼし、巻き込む権限を与えるというきわめて重大な項目が雑則に数えられているということは自衛隊にとつて市民の犠牲が軽んじて考えられているとしか思えない。反対を恐れて、法律のすみっこにおいたという感じが私には許しがたい。2002年に発覚したように防衛庁が市民のプライバシーに関わる情報をリスト化し、監視の対象としていたことを思い出し

て欲しい。肝心なことをなるべく隠そうとする隠ぺい体質は外敵より危険な自衛隊の性格を物語っている。軍隊は時として外敵より市民を敵視したり、ないがしろにしても自己防衛を優先する存在である。そのことを市民はもっと深刻に考えた方がいいだ

ろう。

注14 「我が国の食料自給率 一平成13年度食料自給率リポート・食料需給表」2002年12月農林水産省発行 P85

注15 前掲P6

注16 前掲P28

注17 「食と農のものしり百科」2002年6月農林水産省発行 P60

注18 前掲P11

注19 2002年1月1日毎日新聞朝刊

注20 2003年1月28日朝日新聞朝刊

なお、この論文を書くに当たっては大野和興氏の呼びかけによる「戦争に食料と土地・水を渡さない百姓宣言」に着想を得ました。この宣言を目にする

ことがなければこの論文を書き上げることはできませんでした。謝辞を述べさせていただきます。

又、この論文は私の研究の間報告的な性格を持ちます。研究は続行し、文献をさらに集め、戦争体験を持つ生産者よりの聞き取りを行い、後日、完成版を改めて世に問いたいと思

います。その中では農業がいかに戦争に貢献させられたのか？兵士として農民が参戦したことの意味などの背景にも切り込んで分析していきたいと思

います。

私はこの法案廃案まで闘いつづけることをここに宣言

次頁下段より

「再犯のおそれ」を要件に「再犯防止」を目的として人を拘禁する法案であり、これこそまさに予防拘禁法です。

もしこの法案成立を許せば、「精神障害者は危険、だから特別な法で予防拘禁してもよい、するべき」という偏見が強化され、精神障害者の退院促進や地域での生活総体はより困難になります。

また法案は精神科医や精神保健福祉士などに「再犯のおそれ」の判断と「再犯防止」の責務を負わせます。こうした責務は当然にもこの法案に定められた機関のみならず、精神医療総体にも押し付けられ、今以上に精神医療は社会防衛の任務を課せられ、治安の道具とおとしめられます。すべての精神医療・保健・福祉関係者はいわば警察官となつてしまい、精神医療は医療ではなくなつてしま

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

私

し、広くこの闘いへの参加を呼びかけます。

2003年2月9日

つぶせ！ 予防拘禁法2.9 全国集会参加者一同

# 保安処分新設を阻止しよう！

## 「つぶせ！予防拘禁法二、九全国集会」の報告

北村裕

### 1 保安処分法案は廃案

予防拘禁法であることは紛れもない事実である。

このような批判の高まりの中で、政府は昨年11月に「再犯の恐れ」を「同様の行為を行うことなく」に言い換えた修正案を提示した。しかし、例え

昨年3月に通常国会に上呈された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律案」は継続審議となり臨時国会まで持ち越され、12月6日衆議院法務委員会において、与党3党による強行採決により、参議院に送られた。

この法案は、重大な他害行為を犯した「精神障害者」を対象に「再犯の恐れ」の判断を根拠として、「精神障害者」を不定期に強制的に「隔離・収容」し、あるいは通院を強制するものである。しかし、このまだ犯してもいない行為の恐れによつて、「隔離・収容」するのは、刑法の罪刑法定主義を蹂躪ものであり、何人も、例え精神科医といえども、将来犯すかもしれない犯罪を予測することはできない。明らかにこの法案は、「精神障害者」に向

けられた保安処分攻撃であり、予防拘禁法であることは紛れもない事実である。

る。

そのような状況の中で、2月9日、「つぶせ！予防拘禁法2・9全国集会」がシニワワーク東京で行われた。

2・2・9集会は、220名の結集で勝ち取られた

2月9日の集會に先立ち前日の夜に早稲田奉仕園において、各地から上京した「障害者」30余名で交流会が行われた。そして、再び翌日の午前中、「何でも言ってみよう！言いたい放題交流会」が行われた。この日は、東京周辺からの参加者も含めて、60名で、廃案にむけた今後の運動の進め方や自分たちのおかれた現状についての意見交換が行われた。

「つぶせ！予防拘禁法2・9全国集会」は、220名の結集で勝ち取られた。

集會は経過報告が続いて、大杉弁護士による講演「心神喪失者等医療観察法案―絶対つ

くつてはいけない理由」が行われた。講演では法案の問題点として、「再犯の恐れ」に基づいて強制入通院が課されている、「再犯の恐れ」という言葉は修正案で削除されたが、再犯防止が謳われており、結局「再犯の恐れ」要件は削除されていない、法案は処遇として「社会復帰」を強調しているが、これはまやかして、強制隔離により「人生被害」がもたらされ、強制医療は本人のため

の医療とはならない、また「精神障害者は危険」という誤った社会認識を強調することに

なり、「精神障害者」に対する差別・偏見をさらに助長するものである、手続き的には憲法の保障する適正手続きに違反し、刑事裁判と異なり簡易な手続きしかなく、本人も付添い人も争うための権利がほとんどなく、不服申し立ても

ほとんどできない、従つて、このような法案は廃案にするしかない、ことが指摘された。続いて、大阪から駆けつけた「障害者」のバンド「ハルシオン」の唄、各団体の報告が行われた。発言は、「ゆうの会」(大阪)、「心神喪失者医療観察法案」の廃案を求める宮城実行委員会、精神保健従事者団体懇談会、自治労働生医療評議会、DPI日本会議、監獄人権センター等からなされた。最後に、集會決議(「資料」)が読み上げられ、シニワワークで集會は終わった。

その後、錦華公園までデモ行進を行い、さらにその後は有楽町のマリオン前まで移動して、「ハルシオン」や「オーブンスペース街」の歌やパフォーマンスを挟んで、リレートークをしながら、廃案署名などの情宣活動を行った。

署名などの情宣活動を行った。ようやくあたりも暗くなりかけた6時に、2・9の長い戦いをようやく終えた。

私たちは、今回2・8、2・9の行動を全国の仲間たちと成功裏に闘うことができたわけだが、これで終わったわけではなく、この力を今後の闘いに生かしていきたいと考えている。

全国の多くの仲間たちとともに、参議院の国会審議に向けて闘いをともに担っていく決意である。

法案の廃案に向けて、共に闘おう！

### 「資料」 集會決議

私たちは精神障害者、障害者、精神医療・保健・福祉従事者・法律家・労働者・市民といったあらゆる立場から本日「心神喪失者等医療観察法案」を廃案にする決意をもってこの集會に集まりました。

この法案は、重大な犯罪にあたる行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、およびこれらの未遂と、傷害)を行ったとされた人が、再び同様の行為を行うおそれがあるとされれば、強制的に入院ないし通院させて治療を加えるという新しい制度を定めたものです。対象とされるのは「重大な犯罪にあたる行為をした」とされ警察に逮捕され検察に送られても、心神喪失あるいは心神耗弱とされて不起訴(ないし起訴猶予)となり裁判にならなかつた人、あるいは裁判になつても心神喪失・心神耗弱による無罪・執行猶予などとなり刑務所に行かなかつた人です。通院については最長5年とされていますが、入院については期限がありません。そしてこの処分は裁判官と精神科医によつて、通常の裁判では保障されている当たり前の手続きさえ省略され決定されます。

前頁下段へ

# 共産主義者同盟

## プロレタリア通信編集委員会

### 新しい趣意書

共産主義者同盟（プロレタリア通信編集委員会）の新しい「趣意書」

（註）以下は

二〇〇二年の総会で採択された共産主義者同盟（プロレタリア通信）の趣意書です。

文中、太字は原文と関係ありません

#### ① 情勢

『年誌』1よびかけ案では「1 世界資本主義は恐慌前夜を思わせる時代に入った 2 世界経済の中心部では多国籍企業資本主義による大規模な資本攻勢がかけられている 3 世界経済の周辺部では、新自由主義・多国籍企業の工業化が挫折した 4 新たにここに組み入れられた旧ソ連・東欧においても、ロシアの資本

主義化が破綻した 5 世界経済危機のなかで地域的規模で噴出する政治的軍事的対立をおさえこむために、NATO

、日米安保体制など政治軍事同盟の再編強化が日程にのぼせられている 6 資本の世界

的運動と巨大技術による資源収奪は地球規模での生態系破壊をもたらし、人類の身体と精神に及ぶ危機をもたらしている

7 いまや破局に近づく帝国主義の世界支配を打ち破り、これにとつて代わるべきプロレタリアートの国際的団結と布陣が要請されている 8 この今日の資本主義の新しい局面のなかで、これに対決する共産主義運動の主体の再建は不可欠の課題である」といった情勢の基調が語られた。これらはおおむね今日でも正しいといえる。むしろ日本発世界恐慌すら語られる今日リア

リティが増している。

② より重大なことは99年

シアトル暴動、昨年イタリア・ジェノバでの反グローバリゼーション街頭デモ、とヨーロッパ・アメリカでは反グローバリゼーション・反新自由主義を合言葉に階級闘争の新しい波がはじまっていることであろう。

これらデモンストレーションの背後には、労働運動の台頭があり、農業問題があり、移民労働者や反差別の運動があり、（対ユーゴ戦争等）東欧支配の野望への批判がある。これらの流れ（第三世界の運動、SUD等左派組合、グリーン・社民左派、共産主義等）には、多かれすくなかれ戦後帝国主義の「成長」とその挫折といふことの意識化といふことがある。それにもなう失業や、格差拡大、競争や、

連帯の破壊や、自然・農業の破壊や、戦争といったことについて異なる原理を立てようとする流れである。

共産主義運動の主体の再建はこれらの運動の真つ只中においておこなわれねばならない。

#### ③ 『年誌』呼びかけ案では資本主義について

1 資本主義社会は基本的に資本・賃労働関係によつて編成されており、それは自由・平等な市民社会と商品の等価交換を形式上のルールにして

いるが、実際は資本の下への労働者階級の経済的隷属に基づく賃金奴隷制社会である。

2 資本主義にたいする批判は、労働の資本の下への形式的・実質的包摂、したがって絶対的相対的剰余価値の生産に対する批判がその核心的内容である。3 この核心をつかむことによつて、今日の高度に複雑化した社会における技術や労働様式の変革をとまなう労働過程、労働力再生産、消費過程、分配、交換過程にたいするトータルな批判が可能になる」

……これらはおおむね正当といえる。

#### ④ そして資本の集積と集中

中では金融独占資本をうみだし、さらにその成長は、今日

の多国籍企業資本主義・国際独占体の形成に至っており、今日のグローバリゼーション・新自由主義の基礎をなしている。

それは一方では一定のブロックをともなう市場再分割の激化を政治的・軍事的・経済的・文化的な（帝国主義への）国際貢献と再編成をともないながら進行させている。

また第三世界諸国の労働者、農民の底辺化を広げている。そこではWTOやIMF主導のもと多国籍企業支配・資本の支配の強化がますます重大なものとなつてきており、資本のもとにひき入れられた労働者・農民スラム住民・移民の大規模な決起を不可避としている。

帝国主義国では資本と科学技術支配のもと、大規模な労働の階層分化・失業をつくりだした。さらに再生産過程や農村への支配を拡大した。そしてこういつた賃労働支配を支えてきた契約・協調型労働関係や消費様式や福祉国家もまた、新自由主義・資本の攻勢と階級闘争によつて動揺にさらされている。

⑤ 「資本制生産様式とその国家の廃棄は、職場・地域において社会・政治・文化のそれぞれの領域で、労働者階級が資本家階級の権力を破壊

し、自己権力を構成し、国家権力を掌握することなしにはありえない」ひとつの社会が敵対する二つの階級の戦争状態におかれたとき、労働者階級はその社会の維持と、国家そのものの廃棄・自らの経済的解放のために非常的一時的に革命独裁の権力を発動する。

その直接の任務は生産と消費への労働者管理・統制ということである（生産手段を社会的共有に移すということをもなつて）

⑥ 「その力量は不断の資本主義・帝国主義批判にもとづく階級闘争と国家批判、それをつうじた世界的一国的な被抑圧被差別人民大衆との団結の経験によつて獲得されるばかりではない。」その領域は ① 軍事・外交・治安にたいする職場・街頭での直接行動と、議会における政治闘争 ② 被抑圧人民、被差別大衆との地域・農村（再生産過程・労働力再生産過程） ③ 労働運動などである。

⑦ 労働運動はそれ自体としては雇主にたいする賃金・時間・強度・雇用等の生活と権利をかかげることからはじまる。しかし権利といつても政治的なものはもちろん、賃金体系、時間、雇用、労働力編成と、

そこでの差別支配構造にたいするものもふくまれる。(さらには競争の制限、経営権、産業・地域政策、労働の社会的位置、国家等限度がないともいえるのだが)

他方日本の場合、これら資本との闘争を同時に労働者による職場や労働の自己決定ということからまねながら展開してきた。

今日でも一部官公労にせよ国労や中小にせよ一定の「層としての労働運動」を展開している労働運動は、多かれすくなかれそういった性格をもち、持続発展できるかの岐路にたっている。が同時に非

正規・契約労働者、外国人労働者、ユニオン等の運動が展開され、運動としても労働過程としても重要な位置をしめることがはつきりしている。そして失業者、寄せ場、野宿労働者の運動があり、争議の発展としての自主生産・協同組合の試みがあり、等々の蓄積がある。

しかし労働運動は政治闘争とりわけ反戦平和をめぐる闘争との相互関係にあり、これらの闘いを両輪としてきた。またいわゆる諸社会運動(生活・消費をめぐる紛争や、反差別の運動)との関係においても根づいた位置にたつことが期待されている。

⑧ 同時に工業システム

(機械、科学、分業、効率、市場競争)による農村の荒廃にたいして、農業と農民のかかざる農業の自立、有機農業、産消提携、農村の復興、エコロジーが焦点となっている。

そして 機械、化学づけ、や遺伝子組み換え技術批判が展開されている。

また市場、多国籍企業、グローバルゼーションとたたかう拠点ないし先進的位置にたっている。それは農村一都市の分業あるいは都市の解体・改組の道を示している。

「反帝農業」「反独占農民」等の視界のせまさをも超えている。(部落解放から障害者解放運動へひろがる反差別運動でも教育、地域一交通・居住から労働へとひろがっている。そこで追及する「地域・生活の在り方、労働のありかた」において

も、「近代」資本主義批判への独自の位置(競争、差別、生産性、能力主義批判や、「みんな一緒」といった原理)がある。すなわち差別・告発・障害者自立の追求から「共に」派「街づくり」派との共同の土俵へ、そしてアメリカ型自立生活運動(当事者主権・自己決定論)にも人権論にも距離をおき地域での一掃・せめぎあいをすすめている。

⑩ 各運動と労働者統制の独自の位置

今日、グローバルゼーション・大量失業との関係で、ワークシェアリングを含む労働時間、雇用等への労働者統制が問題となってきた。しかし同時に現在勃興する諸社会運動一農民、エコロジー、協同組合、等との関係でも要的位置になるとかんがえられる。

(直接的権力問題から大衆運動一立法的運動等の幅はあるが)

⑫ 「今日の日本帝国主義国家権力との闘争では、日本国家の解体、反戦、反安保、沖縄人民の自立解放闘争への連帯などがその政治路線の骨格をなしている。」

実際軍事、外交、治安との闘争は諸社会、経済の問題に解消しえない。そこでのブルジョア権力秩序をめぐる問題が政治、経済、社会、イデオロギー等の総括をふくめた権力の正当性、正統性、公共性そのものをめぐる問題であり、これにたいするプロレタリア人民の権力、あるいは統一戦線にもそれが問われるのである。

帝国主義の市場再分割戦、ナシヨナリズム・排外主義、戦争、安保、天皇制、軍事官僚機構との闘争においては全階級の力量が問われる。

⑬ それぞれの分派、結

社(の権力闘争と階級形成の実践の蓄積から、連合と統一を経て労働者階級、勤労人民の信頼をかちえる党を形成すること、権威主義的政党、他党派

解体路線を否定することからしか現実的な党建設は始まらない)「同時にそれぞれの分派・結社における総合的政治組織力量の蓄積と、個々の組織の責任制に踏まえた、その

他方安保と沖縄自決、基地と地域、あるいは戦後補償、等社会関係もまた軍事・外交と一体である。同時にアジアには中国・ベトナム等革命経験社会や、南北朝鮮等日帝侵略経験社会や、フィリピン・スリランカ等革命運動の先進社会が広がっている。それらは多国籍企業、グローバルゼーションと米・日帝国主義への広範な牽制・批判・対抗的運動、世論が蓄積されている。

(米、ヨーロッパの反グローバルゼーション運動とむすびつきつつ)アジアの運動、社会と結び付きつつ国際平和のアジア的基盤へと貢献することと、反戦平和闘争と一体化することがとられる。とりわけアフガニスタンへの侵略戦争や自衛隊派兵阻止闘争のなかでそれが問われている。

⑭ これらはおもろん新左翼な

り左翼なり総体の再編統一ということを念頭においている。それは「個々の組織の責任制」と「その枠組をこえ」ることをめざす複合的実践であるということが出来る。

それはいわゆる分派の承認とか、多数派少数派といったことにとどまらない。それぞれの組織の理論的実践的系譜・経過や、活動領域を相互理解したうえで、なおかつその枠組みを越えるのだということの意味している。

あるいは一定の段階で、それらはより工業的組織へ、あるいは多数派・少数派へと分岐し路線論争が行われるであろうが、内容的にも人的にも共通性や相互浸透が形成されているであろうことを意味している。

それらはプロレタリアヘゲモニーということ、对国家権力・全人民的政治闘争や、労働運動や、諸社会運動をとうして発展させてゆくということとをとうして行われる。すなわちこうしたなか一定の共通基盤一理論的実践的一を再生産してゆくこととの相互関係である。これらは現局面の階級闘争

の問題であるが、過去の第一次、第二次ブンドの反省ということでもある。

さかのばれば、一次ブンドの自己分解にゆきつく。一次ブンドの三分解一革通、プロ通、戦旗派一を考えるにあたり、原則的にはそれぞれ一理あり、そのうえにたつて他分派の内容をとりいれることが問われたのだということが出来る。

革通派の場合主要には学生運動・街頭闘争を基盤としてそれを理論的に位置付けようとしたのだということが出来る。(経済学、世界資本主義論がクロージアップされたがそれにとどまらない)

戦旗派の場合には革命的階級はプロレタリア階級であるといことの強調を資本論一経哲草稿に依拠しつつ展開し、ブンドを批判的に総括しようとした。(出発点はその枠であつて、もちろん黒田の主体性論でもなく、またその中心は宇野批判派でもあつた)

プロ通派の場合には両者を批判しつつ武装蜂起、対権力闘争から大衆運動といったことの強調がなされた。これら我々を我々強く交差させる分派(闘争)としては展開されなかつた。こうしたなか戦旗派・革命的戦旗派はプロ通派を吸収しつつ革共同へ移行し、黒田主

体性論(利己的人間の疎外の自覚・党への加入をとうしての克服・)や宇野理論の党的教義化をとうしつつ、人為的な一枚岩党をつくりあげようとしたことは周知の通りである。

当時の新左翼の分派や分裂の恐怖や、スターリン型党組織(一枚岩、階級闘争の党一元化)への幻影、といった未成熟さ・若さのうえに一定の影響をもったことも周知の通りである。

これにたいして革通派や関西等地方組織を中心に6回大会(1966年)を経て第二次ブンドが再建されたが、そこでの主流となったマル戦(マルクス主義戦線)派にたいして、統一ブンド系が7回大会(1968年)が主流派となった。それが即分裂となったように第一次ブンドの未熟さを残したといえる。

ひとつには実践的には「連合」でありながら、その持続ないしは止揚とは逆の道を歩んだ。とばうより理念的には「一枚岩党」なるものが柱となっていた。

さらに政治闘争論・階級闘争論が展開され、また政治闘争・大衆闘争において優位性を獲得しつつも、どちらかという労働運動を射程としていたマル戦派との論争・共通土俵の形成という点では未成熟であった。

熟であった。そしてそういった問題は10・8来の「組織された暴力と国際主義」の昂揚のもとで後景化した。ないし実体的には関西に代表される層としての青年労働者の組織化がすんだが、それらの総路線化なり理論化としては全体化されるにはいたらなかった。

「組織された暴力と国際主義」の運動は国家権力に肉薄し、あるいは全共闘運動をうみだしたが、国家権力との攻防をめぐって労働者、学生、地区等の分解・対立が一人歩きする要因を有していた。

それらは理論の系統性といった問題とも結び付いた。(必ずしも体系性ということの意味ではない)

実際ブンドの歴史を考えると理論的対立と、論争の共通基盤の形成ということがいかに重要かという問題にぶつか

る。そして「体系性」「整合性」というより、資本主義・帝国主義における絶対的・相対的剰余価値生産(さらには資本蓄積と相対的過剰人口)をどう位置付けるかということが基礎にあるということにぶつか

や、プロレタリア解放と諸自由・権利の問題さらには黒田型主体性批判といった問題との相互関係を構成している)そして岩田型通貨体制論ないし流通主義的資本主義を批判した7回大会・統一派自身

がこれらのレベルでの論争を組織しえたとはいえない、という問題にぶつか

こうしたなかのちの赤軍派や、日向等資本主義批判を基礎としないイデオロギーの自立の可能性ということ

を、この第二次ブンド総体が宿してきたといえる(それらの止揚の道も宿し、実際試みられてきた)

そして党の連合と統一、対権力闘争と労働運動、権力闘争と戦術問題、イデオロギー問題と資本主義批判等の全体的登場の渦中であって、党的統一・発展という意味においてわれわれは敗北したといえる(分裂や内部的内ゲバ)わけだが、しかし発展・統一への無数の努力・前進もありわれわれはそれらを継承発展させてゆくしかないわけである。

一にむけて追及・発展・学習してきたことも事実なのである。これらの実践と歴史のうえにたち、ブンドならびにすべての共産主義組織の統一にむけて努力しなくてはならないし、それは可能である。「年誌」はその第一歩であった。

われわれはその一員としての役割を今後とも担って行きたいと思う。

⑭ それとの関係で、「年誌」よびかけ案での、「ロシア革命とレーニン主義の遺訓を引き継ごうとするわれわれが、今日の共産主義運動の再生を果たすためには、ヨーロッパ革命の挫折や、21年分派禁止決議に象徴されるその限界を突破することが求められる。」との見解は正当である。

⑮ そして「ついでに」革命運動における世界的教訓としての中国革命の総括も重要な課題である。とりわけ文化大革命における精神労働と肉体労働の分裂の止揚とコミューン、過渡期における階級闘争の継続などの理念的正当性と、他方での労働の量による分配に資本主義復活の可能性を見いだし走資派規定を行ったことや、機械制大工業の下での管理、分業、規律、経済計算をブルジョアの支配に

単純化してしまったことの誤りの正反両面の教訓が問われる。その後の民主化運動における結社の自由、労働組合の権利、自主管理の主張は正当に評価されるべきである」といったことも重要なことである。

それらもうひとつの教訓—ユーゴ自主管理社会主義・民主主義的経験の意義と挫折と表裏一体のものと考えていることができる。

⑯ そして「今日のネオ／ポストマルクス主義、日本資本主義論争、初期マルクス論争、エコロジー派の提起などから、その成果の摂取を行うとともに、積極的な論戦を行うことによつて、マルクス主義の再生が目指されなければならない」といった課題をも共有してゆきたい。

# 北朝鮮支配体制の自己分解の可能性と行方

一党派・分派による政治支配と一元的指揮計画型国営経済の融合、  
 としての国家社会主義（スターリン主義）の世界的崩壊のなかでの、  
 北朝鮮社会の全社会的労働者統制型・自主管理型社会への転換ならび  
 に民族統一の可能性

旭凡太郎

① 北朝鮮問題の最大の焦点は、北朝鮮の今日の支配体制を変革する社会的勢力が自生的に登場して行く可能性がありあらず望めないとしたら、その支配体制の「自己分解」の契機をどこにみいだすか、ということである。あるいは、この方向にむかってゆくか、ということである。それはまた朝鮮民族統一の射程・内容でもある。

単線的な北朝鮮崩壊論（ルーマニアや、東独崩壊・西独による統合との類推）や、韓国による併合論も流布はしている。

あるいは米帝を先頭とする直接的解体論（武力、制裁、封鎖）もまた存在している。

これについてのRENK（救え！北朝鮮の民衆／緊急行動）の論議は興味深いものがある。そこで事務局長の李英和氏は（RENK23 二

〇〇二年一二・二五）、金正日体制が崩壊すれば大混乱・・・といった説を批判し、経済制裁を支持し、「外圧であれ自壊であれ金正日政権崩壊したとして何が困るであろうか」「韓国の支配権が素早く北上するだけだ」と展開している。

これにたいして編集長の菊地氏は、北進統一論はありえないとしたうえで、「外圧と内圧の高まりに伴い政権中枢に一定の分岐が生じ、国際協調派」が登場すること、中口による金正日への引退勧告と、上からの形式的民主化や移行期間を経ての韓国との統合への道の可能性と、しかしその前の民衆の自己統治としての民主主義の経験の必要・・・といったことを展開している。

このほか北朝鮮での医療活動を経験してきたドイツ人医師フォラツェン等の、難民集結

による崩壊計画とかある)

ここでは、北朝鮮社会内部からの社会変革・反体制運動の登場がとりあえず期待できないという現状にたつての、後者の判断は一つの見識であるということが出来る。ただし北朝鮮社会の上からの自己分解を契機とする民衆の自己統治の経験を考えた場合、国際的な多くの経験がある。

ソ連崩壊におけるゴルバチョフからエリツィンへの展開や、他方カガルリツツキー等反対派の登場がある。あるいは中国での文革をへての民主化運動があり、次に登場するトウ小平下での「市場社会主義」がある。

そういった経験をみつづつ全社会的労働者統制型・自主管理型社会を指向する潮流の可能性もある。

（北朝鮮民衆のおかれた

## 国際的条件

② しかしこれらのブルジョア的な傾向をふくめた一九八〇年代以降の国際的な国家社会主義（スターリン主義）の危機・分解・崩壊にたいして、北朝鮮はちょうど逆方向をとってきたわけである。

すなわち金正日によるチュチエ思想の体系化・神話化（首領制論や、社会政治生命体論、生産様式から自立した人間による決定論等）に代表される戦時共産主義ないし鎖国体制（経済的にはソ連・東欧型工業化社会に恣意性を加速させたもの）により、住民を系統的に支配することによって諸反対派の可能性を先行的につみ取ってきたといえる。

しかし客観的にみた場合北朝鮮は、

1910年来日帝の植民地支配にあり、解放後は米ソ

分割、という歴史を経てきた。  
 b もともと第三世界として帝国主義の世界支配のもとにあった。

c 工業化のモデル、システム、技術そのものがソ連・東欧の限界そのものを引継ぎ、とりいれたものである。

d 包囲する中ソによって援助された面もあるが、もともとそれによって支配されてきた長い歴史がある。

e それにも規定されるが、70年代に工業化において韓国に逆転されている（それまではこのレベルで韓国に優位している）と自負することができた。

g そのうえ90年代、ソ連崩壊のもとで貿易は1/10となりソ連からの石油輸入は途絶え、95年以降未曾有の豪雨と食糧危機に直面してきた。

こうしたなか北朝鮮民衆が国際的かつ「別の道」をみいだすことがほとんど困難であるかの条件を強いられてきた、といえる。

とはいえ社会・経済と、政治・軍事・国際関係は相互関係である。北朝鮮社会が歴史的なネッパや、ユーゴ型自主管理や、中国型株式国有経済、のなかから単に否定的なものを見いだすのではなく、

教訓的なものを見いだすことをとうしながら国際関係を再構築することもあり得るわけである。

（韓国労働運動のインパクト）  
 ③ こうして帝国主義、そのグローバルゼーションによる

圧力以前に、北朝鮮社会はそうした問題からの圧力をうけざるをえないといえる。

しかし既述のごとく北朝鮮労働者・民衆にとつてのインパクトは韓国労働運動である。すでに帝国主義による侵略論や制裁論をセーブさせる要因となつている。

すなわち韓国労働運動は、八〇年代後半の民主議、民主化運動、九五年の民主労総を経て韓国社会運動の決定的位置をしめた。そして97〜98年のアジア経済危機、反グローバルゼーション・反新自由主義の世界的前衛的位置をしめてきた。そして金大中の2000年南北首脳会談、

太陽政策（民主的市場経済論、北朝鮮の市場経済への軟着陸）韓国労働運動はその国内政策は支持しないが北朝鮮政策は支持しているといわれ（を左から動かしている。そして今梅香里射撃場や基地反対から反米、反駐韓米軍闘争へとりよう原のごとくひろがり、米帝国主義、日本帝国主義の対北朝鮮政策への規制力となつていく。そこで一部いわれられている「高麗連邦共和国（北朝鮮が提唱している一国二制度論）」はともかくとして、前述北朝鮮支配体制の自己分解や、人々の方向性模索や、韓国

資本の参入や、米・日帝の進出意図、のなかで韓国労働運動と北朝鮮労働者の交流は当然ダイナミックなものとならざるを得ないといえるし、とつてかわる社会的方向や自己統治への素材となると考えられる。

**(帝国主義による国際的包圍の解体と、賠償責任)**

④ ところで以上のような問題設定は、帝国主義下にあるわれわれの任務を考えるとある「先走り」であるともいえる。

一つには、アメリカを初め帝国主義による北朝鮮の包圍という事実がある。悪の枢軸論やイラク戦争や、安保や、有事法制や制裁論の横行があり、軍事的攻撃、解体論が横行しているし、一方的な北の核開発論が流布している(北朝鮮のIAEA離脱の契機となつたアメリカの2002年12月からの重油50万KI給油停止、の理由とされる10月初めの北朝鮮での会談での北朝鮮側高官の核開発発言論なるものも、出席したケリー國務次官補による一方的な見解にともなう相互対立の拡大という性格をぬぐえない)。

一つには日本帝国主義による過去の植民地支配、それにとりもなう創始改名や70万以上の強制連行の清算、謝罪、賠償・補償への責任問題である。しかも戦後朝鮮戦争では米側

につき、安保から有事法制へと侵略体制を目論み、中国側経済水域での「不審船」撃沈といった行き過ぎをも看過しているのである。

(こついつたことや、拉致問題にはじまる排外主義の横行のなか、北朝鮮社会を論ずること自体が間違っている意見もある。しかし当該社会の評価へと発展し、一方的崩壊論・韓国による併合論の横行があるとき、評価はさげられない。また拉致問題も一方における北朝鮮社会の自己分解・再編他方での日本の謝罪・賠償と一体でのみ解決できる性格のものである)

次に他の第三世界と共通する、帝国主義総体による植民地体制の歴史的遺産をひきずっており、しかも南北分断の歴史をひきずっており、これら植民地体制の歴史の清算、補償、自立支援義務がある、といった現実がある。これらの帝国主義国プロレタリアートの責務こそ先行すべきだ、という意見は比較的多いといえる。

とはいえ帝国主義による包圍網の解体・緩和、あるいは賠償等の政治的・経済的結果は金正日支配体制の自己分解のこついつたことと結びついている。

一九六五年の日韓請求権の場合のように、賠償・補償の経済協力へのすりかえの結果としての在日の切り捨てや、戦

後補償問題、といった課題を積み残してきた、というように問題は多々あるわけだが。(こついつたことをふくめて、援助等は金正日支配体制の延命に利するし、北朝鮮民衆との直接連帯が問題だ、という意見もある。しかしそれらは主体もなく抽象的に北朝鮮スターリン主義打倒を、かかげるのと同じく(中核等。ムスリムとは連帯するそうだが)、北朝鮮社会のこついつたかわる道の可能性を視野から封殺するものといえる。

**(指摘されてきたソ連型国家経済の問題点)**

⑤ ところで戦後の、一九七〇年代・一九八〇年代と続き、ソ連崩壊に至つた国家社会主義・スターリン主義は、一党派・分派の政治イデオロギー支配とむすびついた官僚による国营経済・企業行政的指揮・命令・計画の体系といえる。(権力をとつたが労働者の文化的・政治的準備不足に直面して党による代行を余儀なくされた現実から出発したのだが。また世界革命運動の展望とむすびつかない戦時共産主義の形骸化といったことをも背景としていたのだが)

従つて、ひとつには生産単位(企業・工場等)、消費相互間の直接的な関係をつくりだすこと、それへむけて、労働管理にわたつて全成員が参

加してゆくことが問題となる。(他方ではそれらを全社会的労働者統制的観点から調整・干渉・計画する組織が問題となる。それは生産はもちろん全成員による文化・科学・管理・監督・労働への道を相互保証してゆくための一費用、時間、経験等一計画、干渉をも意味している)

まず国家社会主義(スターリン主義)という場合にはそれは一九三〇年代のスターリン派一分派支配と超重工業化をとうして形成された。たとえば各生産単位(工場、企業)をふくめた全投資の八割を国家がきめる。またその供給先一需要先、生産方法、仕入先を国家中央が決めるシステムである。

そこでの各企業の生産指標は物量(鉄何トン)ノルマであることから(需要一次行程の点検・評価を基準とするのでない)

a 需要、必要、品質からではなく量的に生産容易な品目を選択・指向しがちである。  
b ノルマ申告において低めにノルマを設定・申請し、必要資材は多めに申告する。  
c こついつたなかで停滞する経済にたいして物質的刺激としてノルマを超過達成した場合企業構成員の消費・福利厚生むけ基金としてボーナス等設けたりしたが、その場合企業長に圧倒的に有利に配分した(労働の量質分配とかと結

びつけ、党・国家官僚とともに赤い貴族を構成した)  
d 要となる企業長は、ロシア革命初期以来一環して国家(実質上は党)による任命制・単独責任制であった。  
(この単独責任制・任命制についてレーニンは(ロシアのよう遅れた国では)「労働者の管理のための学校と管理の機能の一次的分離もやむをえない」として過渡的なものとされ、ロシア革命初期の理念的なものではなかった。)

こついつたなか固有ないし社会的所有の生産単位(企業)の間での生産物の流通ないし比較ないし相互関係を内在的・制度的に規定するものが問題となる。

(周知のゴータ綱領批判では、総生産物のうち再生産部分、拡張部分、予備、共通の公共消費分、学校等共通の消費部分、高齢・障碍のための基金・・・をのぞいた基金を労働時間において分配することになつていて一それ自体論議あるところだが一。が最終消費・投資にいたる生産過程内での相互関係については論じてはない。)

生産単位相互関係を規定するものとしての「標準労働」

⑥ これら異なる使用価値をもつ生産物間、生産部門間、あるいは同一の使用価値をもつ生産物でも異なる品質をもつ

生産物を前提し、各年度異なるテンポで発展するであろう生産性の変化を考慮にいられたうえで、それら相互を測る共通単位はなんだろうか。それらはそれぞれの生産物一単位ごとの時系列的に変化する社会的平均的に必要な労働量の相互関係ということになる。

たとえばある時点で一つの工作機械を2時間で生産し2Hという標準必要労働を設定したとして、生産性が二倍になると1Hという時間との関係で相互関係が形成され、比較検証されうる。(出発点の生産性・各標準労働量を基準にして総生産物価値やその相互関係を表すこともできる。)

また品質が改良されて1、3倍の複雑労働が対象化される場合には、そのようなものとなる。こついつたある一つの社会の労働の量的質的編成と、有用物・使用価値の量的質的編成、と各生産物への必要労働・標準労働の相互関係とが、時系列的变化をも含めて記録することが可能となる。

この問題を論じるとき、北朝鮮の統計と関係する。統計の発表自体が断続的で、とりわけ82年以降成長率等公表されなくなつたことは別として。一貫して、工業成長率や物量表示(石炭〇〇トンとか鉄何トンとか)という枠だといふことである。  
この中央当局の物量による直接的経済とその計画、資材、

労働力の配分、という制度が肥大化しているのではないかと考えられるということである。

梁文秀氏は「アジア経済」(99, 7)で、同じ中央集権・配分制度であったソ連、中国について、中国では3000500種、ソ連では計画対象品目は八六〇〇、連邦ゴスプラナー計画当局の関与は一九〇〇であったのに、金日成は「国家計画委員会では、三万種でも五万種でも、一〇万種でも具体化できるだけ具体化」と述べていることを引用し疑問を表している。

こうして一つには労働や生産の計画・行動を生産単位(各部門、企業、工場)の相互関係としてシステム化すること、その場合には物量単位だけでなく、標準労働(量)の相互関係を媒介しなくてはならぬであろうということの問題にしている。

そして旧スターリン主義下、国营企業での中央集権計画が、各生産単位、労働者各人の自主性や自覚、創意、判断―それは当然諸民主主義をも前提し、結果するのだが―を無視、ないし対立しつつ計画、命令、罰則と買収、異見の排除の体制をつくりだしてきたこと。といった前述ソ連等で指摘された弊害等が、朝鮮では独特にシビア化したのではないかと疑われる点があるわけである。

**(全社会的労働者統制と自主管理の関係)**

⑦ もちろんそれは単に技術的、統計方式の問題ではない。

このような標準的労働量を軸とする生産過程の相互関係が成立するためには、ひとつには各生産単位が、生産物需要者(消費者、次工程、あるいは全社会的生産部門)の必要や、それぞれの労働との関係において、それらに対応し、次工程を編成してゆく態勢を形成してゆくという問題である。(品質、改良、納期、標準的労働時間や技術・労働の編成、といったことであり、それは次行程や消費者の批判、点検といった検証過程と相互関係を形成することでもある。)

それは自分の標準的労働時間と、相互比較し、点検することでもあるし、自己の生産単位内の相互の労働(諸労働、複雑・単純、管理、精神労働・物質的労働)を比較検証してゆくことでもある。

それらを検証し、申告しあつてゆくことはコンピュータによって容易化されてはいるがそれに解消されない、労働者各人、階層の成熟を意味している。

それは労働を、外的規律や強制等にたよらない、すなわち民主主義の成熟条件を構成してゆくといえる(逆、すなわち民主主義がそれを条件づけるという面もある)。

しかしそれは各人の社会的

位置、労働における位置という問題とからんでいる。文化的にも技術的にも、政治的にも管理的視野・位置にたつたこと(現在の社会的分業における位置にかかわらず)である。それは各人の、労働や、文化や、科学技術や、管理や、政治的活動や、公的活動への条件(そのための費用や、時間や、経験の相互保障をとらうとして、といったことの普及をとうして容易となつてゆく「特殊な層としての管理」といったことや、それにとりなう利害対立といったことの死滅をも準備する。

あるいはそれにいたるまでは労働組合等の対抗・チエック等は不可欠といえる。もちろん異なる意見や結社・政治活動の自由ぬきには社会は活力を失い窒息するといえる。

いわゆる分配をめぐる問題は、こうした支配、秘密主義、操作の問題からはなれ、しかし単純な平等主義でもない、客観的な基準と大衆討論にもとづく社会運営の一環となりうる。

**(独立採算性と自主管理)**

⑧ 以上の問題は今日流布するアソシエーションや、協同組合社会主義や、一国一工場批判や、市場社会主義を論ずる場合前提となる。

あるいは経済計算や、独立採算制、を論ずる場合の前提

でもあるといえる。注) たとえば、経済計算、独立採算といった場合、とりあえず全社会的な、物的再生産費用、消費のための部分、拡大投資のための部分、その他といった経済計算を、各生産単位にもおこなうことである。

それら自体はネップ期(トロツキーによれば「商業的原則」とも位置づけられたが)、戦後のソ連、八〇年代以降の北朝鮮でも強調されてきた。とはいえ上述のごとき基準がない場合には人々の統治への経験とむすびつかない恣意にとどまるといえる。他方日本の新左翼の場合にはそれを「資本主義」と警戒するむきが強いようだ。

他方この経済計算・独立採算が、各生産単位による代表委員会の選出や拡大投資への自主的活動とむすびついたのがユーゴの自主管理なわけである。それ自体としては進歩的民主主義的実験といえるが、全社会的な労働者統制組織―全国大会なり評議会―と結びつかないかぎり分解が不可避という教訓ものこした。つまり一方では前述のごとき全成員の文化・管理・労働等への権利を相互保障してゆくことをふくめてた全社会的生産、労働、消費の方向への計画、調整、討議、遂行、という課題であり、それは各生産単位への一定の発議、関与権―人事や、

先述のごとき標準労働のシステム化をむくめて―をもつものといえる。それらのバランスはもちろん問題となるだろうが。そしてアソシエーション論においてもそういったことへの考察が必要となるわけである。

**(前提としての北朝鮮の困難)**

⑨ しかしこれらの問題は、現時点で北朝鮮をめぐる議論する意義「可能性があるか」という問題がある。

ある一定の生産力・技術や、各生産部門毎の均衡的發展の可能性、ということや、外国・帝国主義・多国籍企業からの経済的自立(同等にリンクしつ)の条件があるのか、ということがある。

実際、韓国への対抗もあつて、六カ年計画(一九七二―七六年)最中の一九七三―七五年、大量にプラント輸入したが、石油ショックや非鉄金属の値下がり等で債務返済履行できず二〇億ドルの債務返済不履行となり、八九年には累積五〇億ドルとなり(うち西側は三〇億ドル)となり、八七年デフォルト・債務返済不能とならざるをえなかつた。(ブラジル、メキシコ等では一〇〇億等と桁違いなのだが)これらは第三世界と共通する一般的な困難・障害である。こういったことと関係しつつ、第二次七カ年計画(一九七

八―八四年)において電力、鉄鋼、非鉄金属等未達成となり、とりわけ電力不足はすべての領域(農業、工業各部門)へのネックとなつたとかんがえられる。

それはまた北朝鮮の自力更正路線が、できるだけ外国の資源に依存しないため水力発電を重視してきた結果だともいわれている。ただそれらは双方向でもあり、プラント輸入等が成功していたら、世界史上へのリンクへの意欲がうまれたかもしれないといえる。そして世界が朝鮮一国ではない以上、永久に封鎖的戦時共産主義的自力更正も不可能といえる。

そして一九九一年のソ連崩壊以降、実質的にソ連側の援助をもあわせもつていたパートナー的貿易関係が、ソ連側から交換可能通貨(ドル等)によることを要求され、貿易の主要相手であつたソ連との貿易は一挙に八八%減少した。したがってソ連・中国からそれぞれ一〇〇万KLその他から輸入していた石油の1/2、1/3が途絶えたことになる。アメリカの昨年一月の五〇万KLの給油停止がいかに大きなものか推測できる。そういった困難はキューバにおいてもあつたわけだが、1960年代に工業国化してきたし、後背地―中国等―的条件はあるといえる。(したがって今日の北朝鮮の間



題は、もっぱらソ連崩壊と一九九五年以降の集中豪雨によるものだ、という見解もある。「入門朝鮮人民共和国」あるいはもとと食糧自給困難な北朝鮮であり、日帝植民地下でも南にたいして北は工業優先だったという面もある。

⑩ 「品質問題」の浮上

⑩ とはいえ今後とも世界市場にたいして閉ざし続けることが困難である。実際一九八四年には合弁法が成立し一九九一年には羅津、先鋒には経済特区が設立された。(九七年外資は1.3億ドルで、その八割が在日のものとなる)

そしてこの問題は前述の、生産単位相互間の関係形成の問題とも、品質とその位置とといったことをとうして通底するのである。

すなわちそれまで相対的に「問題点が登場しなかった一九六〇年代まで、以降の問題であり、それは量から質への発展の問題だったといわれる。

たとえば「朝鮮半島(小牧輝夫編)」で花房征夫氏は、北朝鮮の工作機械について、ソ連・東欧の支援ならびにそのコピー化をとうして量産体制にはいり、六〇年代後半には質を問わなければ国内調達可能となり、七〇年代初期には輸出数百万ドルに達した。七〇年代自動化、精密化、大型化のスローガンのもと量から質へ

の強調がなされたがNC工作機械の稼働、海外市場進出の資料はない。北朝鮮貿易誌等から見てと指摘している。

(同じく一九六〇〜八〇年、工業生産での機械の比が21.3%から33.7%となったのに、輸出での比重が5.3%から5.5%とかわっていないという)ソ連側の資料を援用した前述梁文秀氏の指摘もある。このようにして品質問題において「電子は鍵であった」

あるいは60〜70年代、ビニロンの量産体制にはいった(ビニロンは元京大教授李升基氏の帰朝・生産指導のもと)。ビニロン原料の石灰石、石炭等国内で調達可能だが、衣料品としてはポリエステル、アクリル、ナイロン等石油化学に劣り、輸出でハンディキャップがあったとも指摘されている。

(鉄鋼も一九八〇年代世界一位代の生産量に達したが、国内原料鉄鉱石は薄板・自動車・家電等にむかないという指摘もある。)

これらは国内自給・自力更正という戦略的観点にもとずくともいえ、一概にいえない面もあるが、しかしその品質度や、生産システムが、国際関係を規定してきたともいえるわけである。

あるいはそのギャップ、矛盾を政治スローガンやチュチエ思想において埋める作業がなされたのではないかとかん

がえられる。

⑪ (大安工場管理方式)

⑪ これらのこととして問題とされるのが北朝鮮独自の工場管理方式である。一九六一年からの大安方式(大安電機工場での、党委員会による集団的工場管理方式)なり、その後の「速度戦」等の政治優先という問題である。中国の文化大革命においてもおなじことが問題となった。

それらは八〇年代以降の停滞において問題点化されてきたといえる。すなわち国营企業での単独責任制・任命制にたいして党委員会としたことは、ソ連以上に政治主義・恣意性の余地を意味してきたのではないかと、といったことなのである。(もちろんソ連での単独責任制・任命制自体が一時的なものというべきであり、既述のごとき全社会的労働者統制・関与とむすびついた代表選出制にかわるべきといえるが。)

(70年代を境とする、北朝鮮工業化における「量的拡大」の壁)

⑫ すなわち北朝鮮において46年3月土地改革(地主地の85%、全耕地の半分くら)を接收、46年8月工業等の国有化をへた。朝鮮戦争後、3力年計画(54〜56年)には工業成長率41.7%

、5力年計画(56〜59年)46.2%、第一次7力年計画(延長されて61〜70年)12.8%、6力年計画(71〜76年)16/3%と急テンポで成長し、すくなくとも量的には発展した。

またその間人口構成も工業化した(1986年 労働者56.3%、事務員17.0%、農民・農業協同組合員25.9%)。

この間、とくに初期には中ソ、なかでもソ連の援助は決定的役割をはたした。54〜56年の3力年には輸入の80%は無償であった。一九五〇年代無償援助は貿易赤字の六倍、等であった。そしてとりわけ鉄鋼設備にはロシアの役割は決定的であった、という。前記小牧編「朝鮮半島」花房論文

アジア経済97・12 梁文秀「北朝鮮工業化の構造」等)そして第二次七力年計画(1978〜84年)、一応形では12.2%と結果的には表明されたが、一九八二年以降各年成長率が発表されなくなつたことや、電力、鉄鋼等の計画未達成、等といったことから停滞期と見るのが一般的

なわけである。基本的な問題としては一九七〇年代以降、

品質上の壁、(とりわけ世界市場との関係において)、の問題が沈殿した。それは資材

輸入の制約、とりわけ電力等の隘路としてかえつてきた。○ プラント輸入への外貨的制約(前記1973〜75年大量のプラント輸入への債務焦げ付き等) ○ 韓国との工業化レベルでの逆転(一九七〇年時点では、北朝鮮のほうが上位であったが、七〇年代前半には逆転したと見られる)

部門相互間の技術的、品質的、相互連関、点検システムの形成(それらは独立採算制、自主管理等の前提条件である。北朝鮮でも八〇年代から独立採算制が強調されはじめ、九〇年代以降強くなつたとされるが、しかし悪条件化下でのそれとは意味合いが全く異なることには留意しておきたい)

等)の壁があり、八〇年代へと沈積していったと考えられる。(同時期、農業レベルではその量的拡大への追及が、段々畑の拡大による禿げ山化をもたらし、土砂流出と洪水の危機をもたらし、とか密植農法の悪影響とか、が一九八〇年代に元北朝鮮元山農業大学講師から警告されている。また農業用具(農業機械以前)の不足等工業上の隘路による悪影響も指摘されていた。李佑泓(イ・ウホン)「どん底の共和国」

1994・5年以降の未曾

有の豪雨と農業破局は、たんなる自然災害以上のものとの推測がなりたつたわけである。)

(東欧、北朝鮮等「非自力革命」による困難)

⑬ こうしたなか既述のごとき、世界市場へのリンクの可能性とか、全社会的労働者統制・自主管理システムや民主主義という問題とか、(それらを基礎にした、労働運動をふくむ韓国との連携)の道が一方にあり、自力更正ないし鎖国や、軍事費の相対的膨張や、政治・チュチエ思想の儒教化という道が一方にありうる(得た)。

八〇年代以降後者を主に歩んだわけだが、その過程で、(大安方式から)速度戦と

いった政治主義的生産方式や、主体塔・凱旋門・世界青年祭施設等への非生産的出費(記念碑的・国威高揚)や、軍事体制出費への指向ということがクローズアップされてきたわけである。すなわち世界的な開発指向(韓国での軍事政権の終焉や、中国の改革・開放)との対比でクローズアップされてきたわけである。

それと金正日によるチュチエ思想の体系化、神秘化、儒教化、封建化、全社会化とが一体となつて進行したわけである。(その間日本でも鎌倉孝夫等社会主義協会系の少なからぬ部分

がチュチエ思想なるものに共鳴していったようだ)

この場合、一九七〇年代までは普通のスターリン主義社会(東欧、ソ連)であつたといふことは前提されるべきといえる。一九七四年の金正日への後継者指名、さらに金正日による一〇大原則、首領制論、社会政治的生命体論、人間主体による決定論(生産力・生産関係の総括・批判を超越した)等の体系化、神秘化、道徳・心情化(儒教の影響といわれる)をとうして独自・かつ異なるものになるわけだが。

すなわち東欧にせよ北朝鮮にせよ、米ソ分割支配・ソ連進駐にともなつての非自力革命、というおそらく独特の困難さをおかえていたと考えられる。そのうえに一党・分派の政治・イデオロギー独占支配と官僚・党の命令・指揮・計画型国営経済との融合、といったことへの親和性を共通項としたスターリン主義体制が形成されたわけである。

(註) ソ連の場合、そういったかたちは一九三〇年代のスターリン支配・超重工業化をとうして形づくられたが、それ以前の労働組合論争と労働者反対派・ネップ、一国社会主義論争等があり、回帰への可能性を有していたといえる。

またユーゴ、中国等自力革命をとうして民衆との結合の歴史をもつ国では、固有な労働・社会組織化への試みがなされてきたといえる。すなわちソ連方式のなかに

賃金奴隷制への類似性を直感するなかから、ユーゴでは「自主管理」路線といつたことをかんがえだし、中国では工業化にむけて文化大革命や七〇年代後半の民主化運動や八〇年代市場社会主義といったことを経てきた。ユーゴの場合には労働者統制とむすびつけられない自主管理の絶対化といふことがあつた。一党支配や任命制・単独責任制等によつて支えられている中国市場社会主義は、ユーゴに比し大国であることから外部との関係で自己分解させられるというより、全社会的労働者統制・自主管理と資本主義との本格的対立へと転化する可能性はある。

**(チユチエ思想の体系化、儒教化と政治的経済的困難との融合)**

⑭ そしてチユチエ思想といつても、出発点としては対米帝国主義、中ソのはざまにあつて民族的主体性や独自性を強調したものであつたといえる。

ただしその場合でも諸種の白頭山神話(抗日期のソ連領内撤退期の、朝鮮領内・国境での活躍神話や金日成・金正日伝記神話)は目についていたのだが。

そうしたなか一九五三〜五五年朝鮮戦争の責任という形をとつた朴憲永等南労党一国内・朝鮮南部系の処刑、肅清

や、一九五八年ソ連派・延安派追放、一九六七年大15次中央委員会会議での甲山派(抗日期国内で金日成と連携したグループ)の追放、という経過をとつて金日成派が党支配を独占し、チユチエ思想を「唯一思想体系」として掲げるにいたつたわけである。

それを体系化してゆくのは一九七四年金正日の後継者として指名してから、また同じ年から金正日が体系化しはじめてからなわけである。

その年の「十大原則」等、鐸木昌之「北朝鮮」東大出版一九九二年、高峻石「金日成体制の形成と危機」社会評論社一九九三年等で訳出・公表され、スターリン主義の儒教的延命形態としての異様さに日本でも驚きが走つたわけである。

すなわち首領制論とは「偉大な首領・金日成の革命思想で全社会を一色化」とか「偉大な首領・金日成の権威を絶対化、信念として受け入れ」と

か、「無条件性をうけいれ」とか「ひたすら首領のために生き」とか、「代を継いで最後まで継承し、完成」・といったことであつた。(最後の文面は金正日への父子継承を意味していると考えられる)

また社会政治生命体論では「首領は社会政治生命体を形成する人民大衆の最高脳髓」とか上位下達型集団主義の粹といつたものをつくりだしてきたわけである。

また生産力・生産関係の矛盾論批判・人間の闘争によつて社会が発展する、とかは、前述「入門朝鮮人民共和国」一九九八年においてくわしい。すなわち「人民中心の世界観」「マルクス・レーニン主義とは違うチユチエ思想の理念」と

されている。そして同書では宇野派・社会主義協会派として知られている鎌倉孝夫氏も「物質的要因、生産力第一主義批判」「人間の自主性、社会的実践こそ根本」などと共鳴している。

(註) しかし生産力は科学技術や、固定化された分業止揚の可能性や、労働日短縮や、諸権利の可能性や、諸構想力の可能性をうみだしながら、同時に生産関係をとうして抑圧機構にも転化する、という構造をもつており、それらの構造のなかから主体や直感や理論や実践といったものは登場するわけである。

そういったわけで、このようなチユチエ思想の体系化は支配層の恣意以上のものではないわけである。それらは八〇年代経済的停滞や、国際的なスターリン主義の分解への対抗・対極と自力更正・鎖国化との対となつて進行したわけである。

ソ連崩壊、中国市場社会主義への対抗としてあるとしても、一党支配と指揮・命令型国営経済の融合、の崩壊・自己分解自体は不可避なわけであ

る。そういったなか、全社会的労働者統制・自主管理なり、世界市場へのリンク等への可能性といふことをそれぞれなりに無意識に追及しているといふのが国際的現状とかんがえられる。

そうしたなか金正日体制の自己分解や、その過程でとつてかわる潮流の登場は不可避なわけである。

そうしたことをふくめて、アジア革命、世界革命を構成し、あるいはそのなかでそれぞれの社会、階級闘争が決められてゆくわけである。

⑮ 一九九〇年代の北朝鮮の経済危機は、直接的にはソ連崩壊と援助的意味をもふくんだバーター貿易方式の終焉による。とりわけ石油輸入の減少(1/2から1/3)による電力危機ならびに操業低下による。

また九四年来の自然災害、洪水にもとづく収穫減である。北朝鮮の公式発表では、一九九二年から九六年にむけて、GDPが208億3300万ドルから105.8億ドルへ、一人当たりでは1005ドルから481ドルへと半減した。農業生産は九〇年代初頭500万トンから九七年二六八、五万トンに減少した。

配給は九七年11、12月400gが、翌三月100gと実質的に崩壊した。

(伊豆見編「北朝鮮」小牧輝夫)

(八〇年代は成人700g、重工労働者800g、学生等500g、その他1年金等300g、が標準とされていた。)

⑯ それらは朝鮮社会、システム云々といふことを越えている面もあるが、しかし八〇年代にいたる北朝鮮社会の問題や苦難といふことをクロアズアップし、危機として顕在化し、自己分解という問題を提起している。

同時にそれとの関係もふくめて、朝鮮植民地化への謝罪と賠償の義務といふことを顕在化させている。

そしてわれわれが連帯するであろう対象としての、「北朝鮮民衆が自ら立ち上がり、社会変革にむけて行動・計画するであろう」可能性にむけて、ならびにその契機としても帰結ともなるであろう「金正日体制の自己分解の可能性」といふことは、帝国主義の包囲(軍事的、政治的、経済的)の解体・緩和や、賠償・補償といふこととも関係がある。

そういった意味ではまさに日本階級闘争の停滞の打破(それはアジア革命、世界革命の一環でもあるが)こそが鍵なわけである。